

**厚生労働省**

**令和元年度障害者総合福祉推進事業**

**障害支援区分認定適正化に係る調査研究**

**報告書**

**令和2年3月**

**みずほ情報総研株式会社**



## 目 次

I	事業要旨 .....	1
II	事業目的 .....	4
III	事業の実施内容・結果 .....	5
(1).	障害支援区分研修担当者全国会議 .....	5
(ア)	実施目的.....	5
(イ)	研修会の開催日時・開催場所.....	5
(ウ)	開催プログラム.....	5
(エ)	研修資料の作成.....	6
(オ)	参加者 .....	19
(カ)	当日参加者アンケート結果.....	19
(キ)	後日都道府県・政令指定都市対象アンケート結果 .....	25
(ク)	[参考]アンケート調査票 .....	34
(2).	市町村審査会訪問事業 .....	38
(ア)	実施目的.....	38
(イ)	訪問先市町村の選定 .....	38
(ウ)	実施時期・実施方法 .....	38
(エ)	訪問した市町村の状況.....	41
(オ)	実施した助言内容 .....	44
(カ)	審査会訪問により把握された課題.....	47
(キ)	今後実施すべき事項 .....	51
(ク)	[参考]訪問前の事前調査票の様式.....	53
(3).	効果的な研修のあり方に係る検討 .....	62
(ア)	実施目的.....	62
(イ)	検討方法.....	62
(ウ)	検討結果.....	62
(エ)	障害支援区分関連研修を担当する講師向け資料の作成.....	63
IV	分析・考察 .....	66
V	検討委員会等の実施状況 .....	69
VI	成果の公表方法 .....	69

[事務局]

みずほ情報総研株式会社

田中 宗明	社会政策コンサルティング部	シニアコンサルタント
渡邊 雅恵	社会政策コンサルティング部	コンサルタント
足立 奈緒子	社会政策コンサルティング部	コンサルタント



## I 事業要旨

### 1. 背景・目的

平成 27 年度の社会保障審議会障害者部会において、障害支援区分の審査判定実績について、「2 次判定での引き上げ割合に地域差が見られる」「都道府県において、認定調査員等を対象に、障害特性に応じた標準的な研修が実施できるよう、研修会用の資料を作成する等の方策を講じるべき」との指摘が挙がった。

そこで、本事業は、以下の 2 点を目的として実施した。

- ① 障害支援区分認定の適正化に向けて、認定調査員や審査会委員等に対する効果的な研修内容や研修実施方法についての検討を行う。
- ② 市町村審査会への訪問を通じて、現場における研修の効果を調査するほか、市町村審査会の運営手順や審査判定における課題を把握し、研修および障害支援区分制度に対する改善策を提示する。

### 2. 実施内容と実施方法

上記目的に資するため、本事業では以下の内容を実施した。

#### ① 障害支援区分研修担当者全国会議

平成 30 年度障害支援区分調査等業務で作成された認定調査員や審査会委員等への研修資料を用いて、障害支援区分認定に係る都道府県担当者向けの研修会を実施した。研修を実施するにあたって、上記研修資料の見直しを行った。

#### ② 市町村審査会訪問事業

市町村審査会を訪問し、審査判定に係る課題や実態を把握する。あわせて、認定調査員や審査会委員等への研修資料の改善に向けて、認定調査員や審査会委員から意見を伺った。

#### ③ 効果的な研修のあり方に係る検討

上記①で述べた障害支援区分研修担当者全国会議で回収した参加者アンケートの集計・分析、また、上記②で述べた市町村審査会訪問事業で把握した審査判定に係る課題の整理を通じて、研修の効果的な実践方法や研修内容等の研修のあり方について検討を行った。

#### ④ 検討委員会の設置・開催

障害支援区分制度・認定調査・審査判定等に精通している有識者 9 名から構成される検討委員会を設置し、上記①～③を進めるにあたって、専門的知見からご意見を頂いた。

### 3. 結果

前述した各事業の結果を以下に示す。

#### ① 障害支援区分研修担当者全国会議

都道府県・政令指定都市の障害支援区分に係る担当者 75 名が参加した。研修参加者に対するアンケートの結果、「障害支援区分関連研修の講師向けの資料」に関する要望や、「認定調査員が判断に迷いややすい調査項目についての考え方」・「認定調査の特記事項の記載例」を研修資料に含めることへの要望が多く挙がった。

#### ② 市町村審査会訪問事業

全国から選定した 7 市町村のうち、新型コロナウイルス感染症対策の影響で訪問中止となった 1 市町村を除いた 6 市町村を訪問した。訪問した結果、市町村によって審査会の議事進行にバラツキがみられた。また、事務局から審査会委員へ適切な介入が行われるケースも少なかった。今後、審査会委員や事務局を対象として、標準的な審査会判定のプロセスを周知していく必要があると考えられた。

#### ③ 効果的な研修のあり方に係る検討

上記①で述べた障害支援区分研修担当者全国会議で回収した参加者アンケートを集計・分析した結果、効果的な研修を行うにあたって、障害支援区分関連研修の講師を担当する者向けの資料の作成が急務であるという結論になった。そこで、今年度、研修講師を対象として、平成 30 年度障害支援区分調査等業務で作成された研修資料で強調して説明すべき点等をまとめた資料を作成し、都道府県・政令指定都市の研修担当者に提供した。

#### ④ 検討委員会の設置・開催

障害支援区分制度・認定調査・審査判定等に精通している有識者 9 名から構成される検討委員会を設置した。検討会は、全 3 回開催した。検討会では、効果的な研修のあり方に係る検討の実施、ならびに、市町村審査会の抱える課題や障害支援区分施策に対する改善策の検討を行った。

### 4. まとめと考察

今後検討すべき事項として、主に以下の項目が挙がった。詳細は、IV章を参照されたい。

#### ① 審査会事務局の機能強化

審査会事務局の役割は多岐に渡るが、事務局向けのマニュアル等は存在せず、具体的な実施方法は市町村によって異なっていたり、他の自治体の取組内容を知らないのが現状である。そのため、一部の市町村では、審査会事務局の取組が不十分な可能性もあり、今後、全国的に、審査会事務局機能の底上げを行っていく必要がある。

#### ② 審査判定プロセスの周知の徹底

過去の審査会訪問事業において、全国的に審査判定プロセスが遵守されているケースは少なく、今後、全国の都道府県・市区町村への周知の徹底が必要である。

#### ③ 審査判定プロセスの実施状況に関する実態調査

審査会の開催形態や、審査会委員の属性、審査会事務局の取組状況等について、全国の市区町村を対象に、審査会の実態を把握すべきである。

④ 審査会訪問事業の効果検証

過去の審査会訪問事業で訪問した自治体について、その後の改善状況を調査すべきである。審査会訪問事業の効果を可視化するとともに、より効果的な訪問方法を示すことができれば、各都道府県においても同様の取組を実施して頂きやすくなると考えられる。

⑤ 審査会関係者に対する障害特性への理解の促進

認定調査員を含む審査会関係者に、障害特性、特に、疾病と障害が併存する場合が多い精神障害の特性への理解を促進するような取組が必要である。

⑥ 市町村間の好事例の横展開

全国の好事例を収集するとともに、都道府県・市区町村に向けて広く周知することで、市町村間の好事例の横展開を推進していく必要がある。

⑦ 都道府県の機能強化

認定調査や審査判定の適正化を推進するためには、認定調査員・審査会委員の能力向上だけでなく、指導者層である都道府県職員の能力向上も必須となる。認定調査員研修を担当する講師向けの教材を、今後充実していくことが必要である。また、各都道府県が、管内市区町村の認定調査・審査判定の状況を簡便に把握するために、認定調査データ・審査判定データのバラツキ状況（全国値・同規模自治体からの乖離）等を市区町村単位で示したデータの整備が今後必須となる。

## II 事業目的

平成27年度の社会保障審議会障害者部会において、障害支援区分の審査判定実績について、「2次判定での引き上げ割合に地域差が見られる」「従来と比べて上位区分の割合が上昇している」との指摘があった。また、「都道府県において、認定調査員等を対象に、障害特性に応じた標準的な研修が実施できるよう、研修会用の資料を作成する等の方策を講じるべき」との意見も挙がった。

さらに、障害支援区分認定に係る先行研究においても、制度の趣旨や運用が自治体において周知徹底できていない実態が把握された他、認定調査員や審査会委員より、障害特性を踏まえた研修内容や実践的手法の要望が多くあった。

そのため、現場の認定調査員や審査会委員のニーズに沿った研修を実施することで、障害支援区分認定の適正化を推進していくことが重要である。

これらの背景をもとに、本事業は以下の2点を目的として実施した。

- ①障害支援区分認定の適正化に向けて、認定調査員や審査会委員等に対する効果的な研修内容や研修実施方法についての検討を行う。
- ②市町村審査会への訪問を通じて、現場における研修の効果を調査するほか、市町村審査会の運営手順や審査判定における課題を把握し、研修および障害支援区分制度に対する改善策を提示する。

### III 事業の実施内容・結果

#### (1). 障害支援区分研修担当者全国会議

##### (ア) 実施目的

- 平成 30 年度障害支援区分調査等業務において、都道府県等が実施する障害支援区分に係る研修についての研修資料が作成された。そこで、上記資料を用いて都道府県の障害支援区分関連研修の担当者向けに研修会を実施し、都道府県等がより効果的な研修を実施できるよう支援する。
- 上記研修資料に追加すべき内容や修正すべき点を把握する。

##### (イ) 研修会の開催日時・開催場所

- 開催日時：令和元年 10 月 15 日（火）10：30～16：15
- 開催場所：TKP 品川カンファレンスセンターANNEX 3 階 ホール 1  
(東京都港区高輪 3 丁目 1 3-1)

##### (ウ) 開催プログラム

時間	内容	講師 ※敬称略
10:30-10:35 (5 分)	開会挨拶	精神・障害保健課
10:35-11:05 (30 分)	障害支援区分認定のプロセス（概論）	日本相談支援専門員協会 顧問 福岡 寿
11:05-11:50 (45 分)	審査会委員研修について	日本相談支援専門員協会 顧問 福岡 寿
11:50-12:50 (60 分)	休憩	—
12:50-13:50 (60 分)	認定調査員研修について	社会福祉法人昂 本部事務局 経営企画室 室長 西部・比企地域支援センター長 丹羽 彩文
13:50-14:20 (30 分)	医師意見書について（概論）	一般財団法人江原積善会 積善病院 理事長 江原 良貴
14:20-14:40 (20 分)	休憩	—
14:40-15:10 (30 分)	知的障害・行動障害について ～医師意見書作成の視点から～	一般社団法人日本発達障害ネットワーク 理事長 市川 宏伸
15:10-15:30 (20 分)	難病の特徴について	健康局難病対策課
15:30-15:50 (20 分)	都道府県研修の取組事例	群馬県、鹿児島県
15:50-16:00 (10 分)	令和二年度障害支援区分概算要求について	精神・障害保健課
16:00-16:15 (15 分)	アンケートへの回答	—

## (工)研修資料の作成

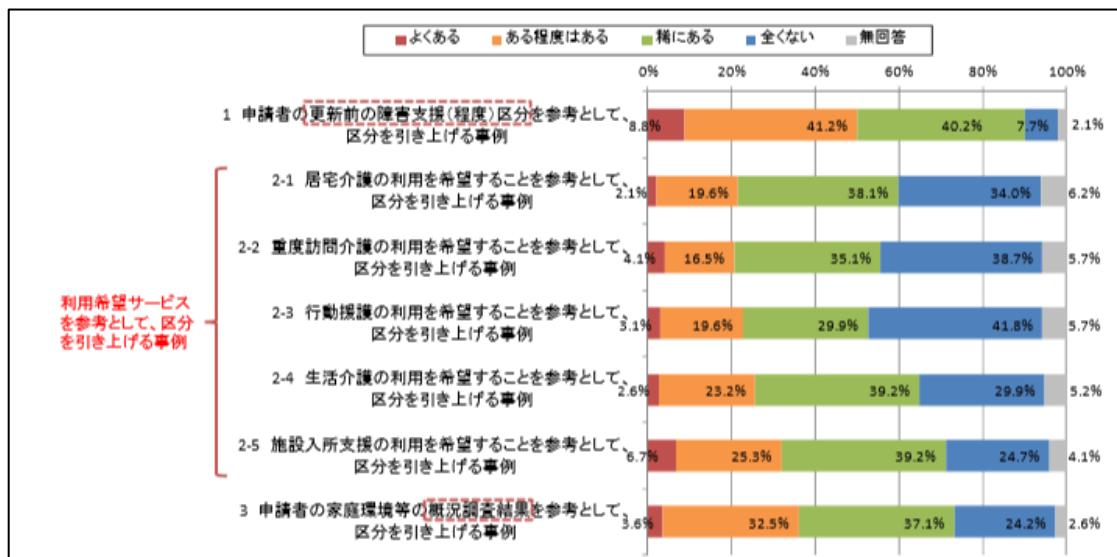
### I. 既存資料の見直し

研修の実施に際し、平成 30 年度障害支援区分調査等業務において作成された研修資料の見直しを行った。主には、認定調査員編の研修資料において、認定調査員マニュアルの頁を参照していた箇所について、頁を参照するのではなく、マニュアルの該当部分を研修資料にも記載する等の修正を行った。

### II. 新規研修資料の作成

平成 30 年度障害支援区分調査等業務において作成された研修資料とは別に、審査会委員・審査会事務局を対象とした、審査判定の手順と重要事項に関する資料を新たに作成した。作成の理由は、以下のとおりである。

- ・平成 28 年度に厚生労働省より委託を受けて弊社が実施した「障害支援区分管理事業」において、審査会委員を対象としたアンケート調査を実施した結果、審査会において運用ルール上不適切である根拠に基づき、区分の引き上げを行っている可能性が認められた。
- ・前述の「障害支援区分管理事業」において、市町村の審査会を訪問した結果、審査会実施手順や議事進行方法等を理解していない審査会委員・審査会事務局が認められた。また、審査会委員より、多忙のため、都道府県が実施する現任研修に参加できないという意見があった。
- ・認定調査員、審査会委員、医師意見書作成医師向けの研修資料は既に作成されているが、審査会事務局向けに、審査判定の手順や注意すべき事項を整理した研修資料は存在しない。
- ・上記理由から、時間がなくとも理解ができ、かつ、審査判定の基本的な手順や留意すべき点を網羅した資料が必要であった。



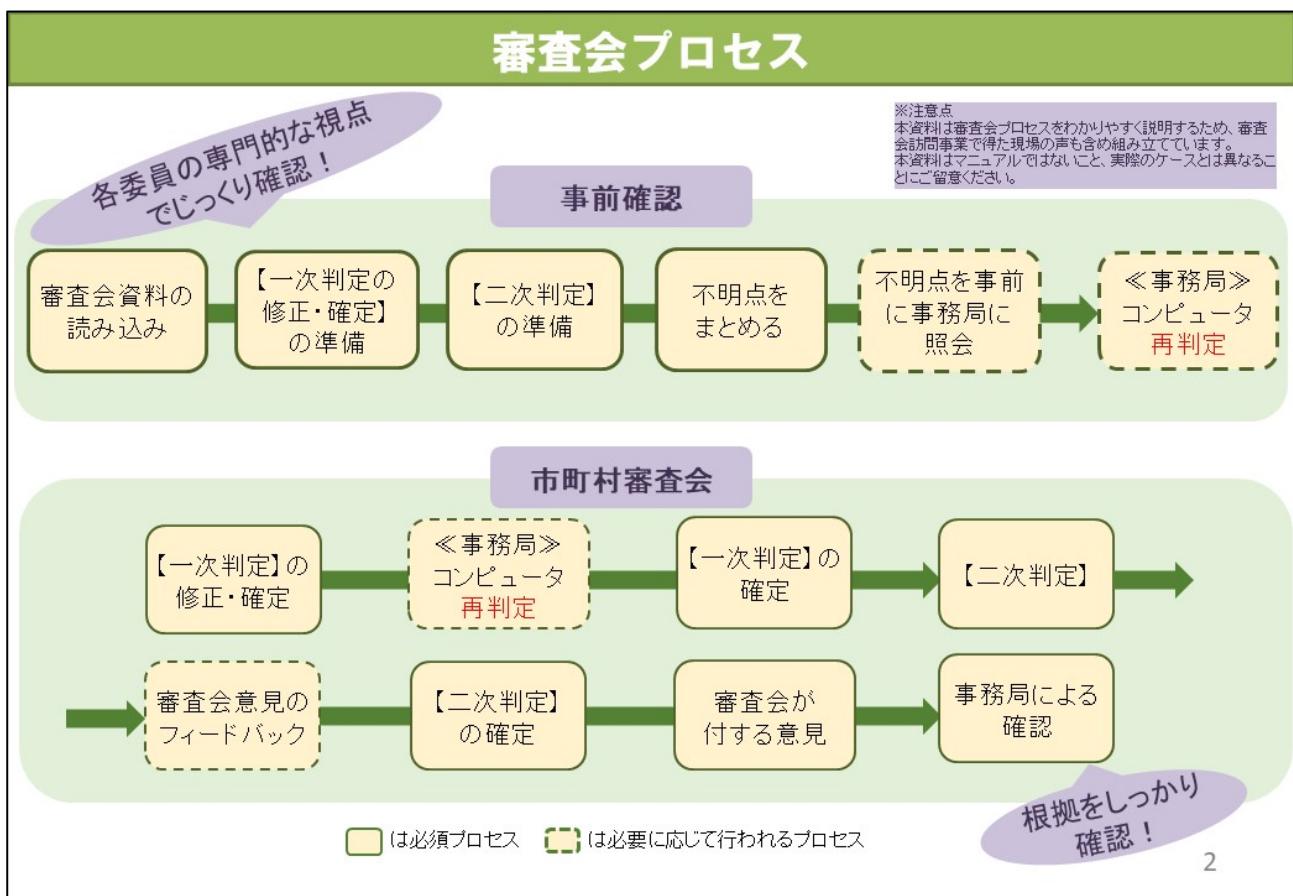
実際に作成した資料は、次頁以降に示す。作成にあたっては、後に示す有識者検討会の中で、有識者より助言を頂いた。

# 障害支援区分に係る研修資料 審査会委員編別冊

## 《審査会プロセス》

第1版

2019年10月



## 審査会プロセス～事前確認～

～審査会資料一式が審査会委員の手元に到着します～

### ポイント

事務局でも事前に審査会資料一式を確認していますが、審査会委員の視点で確認をすることが重要です。

#### 資料の見方

審査会の各プロセスのポイントを記載しています。

審査会資料の読み込み

【一次判定の修正・確定】の準備

【二次判定】の準備

不明点をまとめる

### 委員のつぶやき

医師意見書と認定調査票を確認しよう。認定調査は特記事項もしっかり見なければ。概況調査票は、あくまで参考としてみておこう。

#### 資料の見方

審査会のプロセスを記載しています。

#### 資料の見方

審査会委員の視点としてつぶやきの一例を記載しています。

3

## 審査会プロセス～事前確認～

### ポイント

○認定調査と医師意見書の記載内容で不一致はないか(不一致が必ずしも誤りとは限らない)

- ・認定調査結果と医師意見書の記載内容
- ・特記事項と医師意見書の記載内容

○認定調査の内容に矛盾はないか

- ・認定調査結果と特記事項の記載内容
- ・各認定調査の項目間

審査会資料の読み込み

【一次判定の修正・確定】の準備

【二次判定】の準備

不明点をまとめる

不明点を事前に事務局に照会

『事務局』コンピュータ再判定

### 委員のつぶやき

医師意見書にチェックが付いている項目が認定調査では支援不要だが、特記事項に支援不要の根拠が書いてあるので判断しやすいな。



審査会委員

「見守り」や「部分支援」は、選択の根拠が記載されていると一次判定の確定がしやすい。



審査会委員

4

## 審査会プロセス～事前確認～

### ポイント

- 認定調査と医師意見書の記載内容で不一致はないか(不一致が必ずしも誤りとは限らない)
  - ・認定調査結果と医師意見書の記載内容
  - ・特記事項と医師意見書の記載内容
- 認定調査の内容に矛盾はないか
  - ・認定調査結果と特記事項の記載内容
  - ・各認定調査の項目間

審査会資料の読み込み

【一次判定の修正・確定】の準備

【二次判定】の準備

不明点をまとめる

不明点を事前に事務局に照会

『事務局』コンピュータ再判定

この選択肢は特記事項の内容と合っていないのではないか。マニュアルをよく読んでみよう。

No.2の方、視力が「4.ほとんど見えていない」だが、歩行は「1.支援が不要」が選択されている。初めての場所等ではできない場合を含めて判断するが、どうなのだろうか。

No.15は判定スコアが拮抗している。認定調査の選択肢は正しいだろうか。選択肢が変わるとガラッと変わるかもしれない。よく見てみよう。

5

## 審査会プロセス～事前確認～

### ポイント

- 一次判定結果は、一次判定の評価に使用された項目のみをもって変更することはできません。
- 一次判定に使用されていない医師意見書の項目やその他の特記、また特記事項に記載されている情報から、コンピュータ判定よりも、より支援が必要かどうかを検討します。

審査会資料の読み込み

【一次判定の修正・確定】の準備

【二次判定】の準備

不明点をまとめる

不明点を事前に事務局に照会

『事務局』コンピュータ再判定

「部分支援」が選択されている項目の特記事項に「1日に〇回程度」の具体的な頻度や支援内容が書いてある。支援者の苦労から二次判定を検討してみよう。

一連の行為の中のできること、できないことや、具体的な支援の内容が書かれていてイメージしやすいなあ。

支援が必要な項目の特記事項はもちろんだが、「支援不要」の根拠が全く書かれていないと、対象者をイメージしにくくて困ってしまう。

6

## 審査会プロセス～事前確認～

### ポイント

○一次判定結果は、一次判定の評価に使用された項目のみをもって変更することはできません。

○一次判定に使用されていない医師意見書の項目やその他の特記、また特記事項に記載されている情報から、コンピュータ判定よりも、より支援が必要かどうかを検討します。

○審査会の場で、医師意見書や認定調査の不明点を質問しても、審査会に出席しない医師や認定調査員には確認できないこともあります。

○不明点をまとめ、前もって事務局に質問するとよいでしょう。

### 審査会資料の読み込み

### 【一次判定の修正・確定】の準備

### 【二次判定】の準備

### 不明点をまとめる

### 不明点を事前に事務局に照会

### 『事務局』コンピュータ再判定

### 委員のつぶやき

医師意見書のその他の特記に必要な支援の内容が詳しく書いてある。認定調査員の特記事項と併せて実際の支援の度合いを検討してみよう。

No.○の精神障害のケースは、症状の波が特記事項に書かれていないのではないだろうか。実際はもっと支援が困難なことも考えられる。審査会で精神科医師であるB委員に確認してみよう。

No.○の知的障害のケースは、4群で「稀に支援」が選択されている項目がいくつかあるが、頻度は低くても実際の支援はかなり大変そうだ。二次判定での区分変更に当たるかよく話し合う必要があるな。

7

## 審査会プロセス～事前確認～

### ポイント

○医師意見書の不明点は、医師へは電話等で確認し、記載に不備があれば、医師の同意のもと、事務局にて意見書を修正します。  
認定調査員への確認結果も同様に対応してください。

○審査会委員は、医師や認定調査員と違って、申請者に実際に会うことがありません。  
どのような方なのかイメージするためには特記事項が非常に重要です。

○審査判定に必要な情報の不明点が解消されない場合は、再調査が必要となります。

### 審査会資料の読み込み

### 【一次判定の修正・確定】の準備

### 【二次判定】の準備

### 不明点をまとめる

### 不明点を事前に事務局に照会

### 『事務局』コンピュータ再判定

### 委員のつぶやき



審査会委員

事務局への事前照会は、事務局から送られたフォーマットに各委員が記入して、事務局にFAX送信する、という運用を行っている事例もあります。



8

## 審査会プロセス～市町村審査会～

～市町村審査会が始まります～

### ポイント

- 合議体長が司会進行を担当する、または各委員持ち回りで担当する等、合議体に合うスタイルで進めてかまいません。
- 司会者は、各委員の専門性も考慮し、各ケース毎に委員に意見を求め、進行しましょう。

司会者挨拶

【一次判定】の修正・確定

《事務局》  
必要に応じて  
コンピュータ再判定

【一次判定】の確定

二次判定

審査会意見  
のフィードバック

### 発言例・進行例



9

## 審査会プロセス～市町村審査会～

### ポイント

- 審査会委員は明らかな根拠を持って一次判定項目の一部を修正することができます。
- 二次判定の前に、一次判定結果が正しいかどうか確認することが重要です。
- 事前に各委員が確認した内容を共有します。委員によって専門性が違うので、気づいた点は発言し、共有しましょう。
- 先輩委員が事前確認した着目点を共有することは、新任委員を育てる上でも重要です。

### ケース1 審査開始

司会者挨拶

【一次判定】の修正・確定

《事務局》  
必要に応じて  
コンピュータ再判定

【一次判定】の確定

二次判定

審査会意見  
のフィードバック

### 発言例・進行例

#### 《司会者》

No.1、新規、○歳男性、障害種別は△△、一次判定は区分□です。  
【一次判定】いかがでしょうか。医師意見書、認定調査結果は問題なかったでしょうか？

#### 《A委員》

No.1の方、1群■■「見守り」が選択されていますが、特記事項に支援者のボディタッチが記載されています。正しくは「部分支援」であり、誤りではないでしょうか。

#### 《司会者》

なるほど、気付きました。C委員いかがでしょうか。

#### 《C委員》

同意見です。これは選択の誤りでしょう。

10

## 審査会プロセス～市町村審査会～

### ポイント

- 必要に応じ、事務局は選択肢を修正し、コンピュータ判定を実行します。
- 審査会会場にパソコンを持ち込めない場合は、パソコンのある部屋に待機している職員に電話で修正を依頼し、一次判定を再実行している事例もあります。

### ケース1 審査中

司会者挨拶

【一次判定】の  
修正・確定

『事務局』  
必要に応じて  
コンピュータ再判定

【一次判定】の確定

二次判定

審査会意見  
のフィードバック

### 発言例・進行例

『司会者』

他の委員に異論がなければ修正して、事務局にもう一度コンピュータ判定をお願いしましょう。

『事務局』

No.1、1群■■を「部分支援」に変更したところ1つ上がり区分〇になりました。

判定条件番号〇〇〇から〇〇〇に変わり、区分〇です。



11

## 審査会プロセス～市町村審査会～

### ポイント

- 一次判定の確定の後、二次判定に入ります。
- 一次判定の確定⇒二次判定、と  
**メリハリ**をつけることで、二次判定では一次判定に加味されていない支援の困難さや頻度の詳細を、的確に議論することに繋がります。

### ケース1 審査中

司会者挨拶

【一次判定】の  
修正・確定

『事務局』  
必要に応じて  
コンピュータ再判定

【一次判定】の確定

二次判定

審査会意見  
のフィードバック

### 発言例・進行例

『司会者』

ありがとうございました。  
【一次判定】について他にないでしょうか？

『委員一同』  
ありません。

『司会者』  
では一次判定は認定調査を修正して、区分〇で確定とします。

『事務局』  
No.1、一次判定は判定条件番号  
〇〇〇、区分〇です。

12

## 審査会プロセス～市町村審査会～

### ポイント

- 一次判定の確定と同様に、二次判定でも各委員の専門性による着目点を共有することが重要です。

### ケース1 審査中

司会者挨拶

【一次判定】の  
修正・確定

『事務局』  
必要に応じて  
コンピュータ再判定

【一次判定】の確定

二次判定

審査会意見  
のフィードバック

### 発言例・進行例

『司会者』  
続いて【二次判定】ですが、いかが  
でしょうか。  
ではE委員、何かありますか？

『E委員』  
二次判定は特にありません。

『司会者』  
ありがとうございます。他の委員は  
いかがですか？

13

## 審査会プロセス～市町村審査会～

### ポイント

- 審査会委員の意見のフィードバックはとても重要です。その結果、認定調査員のスキルが上がったという事例もあります。

### ケース1 審査中

司会者挨拶

【一次判定】の  
修正・確定

『事務局』  
必要に応じて  
コンピュータ再判定

【一次判定】の確定

二次判定

審査会意見  
のフィードバック

### 発言例・進行例

『C委員』  
特記事項に対する意見になります  
が、見守りや部分支援が選択され  
ている項目の記載が少なくわかり  
づらいので、選択の根拠や支援の  
内容を記載してください。  
他に、支援不要の場合も記載でき  
る箇所は記載してもらえると助かり  
ます。

『司会者』  
なるほど。では事務局から認定調  
査員に伝えていただきましょう。

『事務局』  
調査員に伝えます。

14

## 審査会プロセス ~市町村審査会~

### ポイント

○メリハリをつけて進行するとよいでしょう。

○ケース毎に認定有効期間を決定しましょう。

### ケース1 審査中

【一次判定】の確定

二次判定

審査会意見  
のフィードバック

【二次判定】の確定

審査会が付する  
意見

事務局による確認

### 発言例・進行例

『司会者』  
では二次判定も区分〇で確定いたします。よろしいでしょうか。

『委員一同』  
問題ありません。

『司会者』  
次に認定有効期間ですが、いかがでしょうか。

『E委員』  
新規申請であり退院後間もないのに様子を見るという意味でも、12か月でどうでしょうか。

『委員一同』  
いいと思います。

『司会者』  
では認定有効期間12か月をお願いします。

15

## 審査会プロセス ~市町村審査会~

### ポイント

○メリハリをつけて進行するとよいでしょう。

### ケース1 審査終了

【一次判定】の確定

二次判定

審査会意見  
のフィードバック

【二次判定】の確定

審査会が付する  
意見

事務局による確認

### 発言例・進行例

『事務局』  
No.1、一次判定は修正して区分〇から区分〇に変更しました。二次判定は区分〇、認定有効期間12か月です。



16

## 審査会プロセス ~市町村審査会~

### ポイント

○事務局にて事前に確認したケースがあれば、委員に伝えます。

### ケース2審査中

【一次判定】の修正・確定

『事務局』  
必要に応じて  
コンピュータ再判定

【一次判定】の確定

二次判定

審査会意見  
のフィードバック

【二次判定】の確定

### 発言例・進行例

『司会者』  
ではNo.2、更新申請、障害種別は  
●●と△△。一次判定は区分〇です。  
【一次判定】医師意見書、認定調査  
結果は問題なかったでしょうか。

『委員一同』  
ありません。

『事務局』  
事務局より修正があります。  
2群の「掃除」は「部分支援」ですが、  
特記事項に支援者が掃除自体をやり直していると書いてあります。  
マニュアルには支援者等が全面的に  
やり直している場合は「全面支援」と  
記載されているため、調査員にやり直しの状況を確認し、「全面支援」に  
変更しました。  
一次判定を実行しましたが、区分、判  
定条件番号ともに変更はありません。

17

## 審査会プロセス ~市町村審査会~

### ポイント

○メリハリをつけて進行するとよいでしょう。

### ケース2審査中

【一次判定】の  
修正・確定

『事務局』  
必要に応じて  
コンピュータ再判定

【一次判定】の確定

二次判定

審査会意見  
のフィードバック

【二次判定】の確定

### 発言例・進行例

『司会者』  
ありがとうございました。  
他委員からも異論はないようなので一次判定は区分〇のまま確定します。



司会者

18

## 審査会プロセス～市町村審査会～

### ポイント

- 審査会資料の判定スコアが拮抗している場合は、注意深く確認してください。
- 特記事項に「一連の行為」のできること・できないことが具体的に書いてあると二次判定で対象者をイメージしやすくなります。

### ケース2審査中

【一次判定】の修正・確定

『事務局』  
必要に応じて  
コンピュータ再判定

【一次判定】の確定

二次判定

審査会意見  
のフィードバック

【二次判定】の確定

### 発言例・進行例

『司会者』

続いて二次判定に移ります。  
このケースの判定スコアは、区分  
〇と△で40%以上と拮抗してますね。  
支援の状況等いかがでしょうか。

『C委員』

はい。2群は部分支援が多いのですが、医師のその他の特記～～～の部分から「全面支援」に近い支援が必要になると考えました。補足ですが、2群の■■や▲▲の特記事項に〇〇や△△はできると書いてありますか、できることはほんの一部であることも気になりました。

『司会者』

なるほど。B委員はいかがですか。

『B委員』

区分〇のままでもよいと考えていました。確かに支援は必要ですが、上げるほどではないと思います。

19

## 審査会プロセス～市町村審査会～

### ポイント

- 特記事項から支援の度合いを読み取ります。
- 【例】
  - 思い込み、勘違い、固執行動に対する支援
  - 妄想や幻覚の有無や、それに対する支援
  - 犯罪行為の繰り返しに対する支援
  - 性的な問題行動に対する支援
  - 不安定な行動に対する支援
  - 社会的行動障害に対する支援
  - 支援者による安全管理のための配慮

### ケース2審査中

【一次判定】の修正・確定

『事務局』  
必要に応じて  
コンピュータ再判定

【一次判定】の確定

二次判定

審査会意見  
のフィードバック

### 発言例・進行例

『司会者』

A委員はいかがですか。

『A委員』

はい。4群はいくつかの項目が選択されていますが、この方は大変そうですね。その中で他人を傷つける行為に着目しました。  
特記事項には～～～といった状況で突然近くの利用者に噛み付いたり殴りかかるといった行為があって、現場の緊張感が伝わってきます。  
この方、医師意見書にあるように体格がよいので、制止する支援者の身体的負担も大きいでしょう。  
また、いつ爆発するか分からない心理的負担も考慮して、1段階上げて区分△でどうでしょうか。

『司会者』

なるほど。B委員いかがですか。

『B委員』

う～ん…確かにそうですね。

20

## 審査会プロセス～市町村審査会～

### ポイント

○審査会委員間で着目点を共有、議論し「合議」を行うことが大切です。

○事務局からも気づいた点を委員にお伝えすることが大切です。

### ケース2審査中

【一次判定】の修正・確定

『事務局』  
必要に応じて  
コンピュータ再判定

【一次判定】の確定

二次判定

審査会意見  
のフィードバック

【二次判定】の確定

### 発言例・進行例

『司会者』

ありがとうございます。他の委員はいかがですか。

『D委員』

この方、前回は区分△で1つ下がっていますね。概況を見ても、同じサービスが必要でしょうからやはり区分は上げていいんじゃないでしょうか。

『事務局』

すみません。前回の区分やサービスは変更の根拠にはできませんので…

『D委員』

あっ！ そうでしたね、ありがとうございます。

21

## 審査会プロセス～市町村審査会～

### ポイント

○審査会委員間で着目点を共有、議論し「合議」を行うことが大切です。

○メリハリをつけて進行するとよいでしょう。

### ケース2審査中

【一次判定】の修正・確定

『事務局』  
必要に応じて  
コンピュータ再判定

【一次判定】の確定

二次判定

審査会意見  
のフィードバック

【二次判定】の確定

### 発言例・進行例

『司会者』

つい前回の区分やサービスのことを考えてしましましたね。概況調査は参考までに、ということで…他の委員はどうですか？

『E委員』

私も、医師意見書から「自宅・単身」では支援が困難そだだと判断し、1つ上げたいと思いました。

『司会者』

みなさんありがとうございました。  
では二次判定において区分○から  
1つ上げて区分△でよろしいでしょうか。

『委員一同』

問題ありません。

22

## 審査会プロセス～市町村審査会～

### ポイント

- 二次判定の区分変更の根拠は明確にし、事務局と委員で確認しましょう。
- のちに不服申請があった場合にも、正しい審査判定であった根拠となります。

ケース2審査終了

二次判定

審査会意見  
のフィードバック

【二次判定】の確定

審査会が付する  
意見

事務局による確認

事務局による  
最終確認

### 発言例・進行例

『司会者』

続いて認定有効期間はいかがでしょうか。私は36か月でよいかと思います。

『委員一同』  
問題ありません。

『事務局』

No.2、一次判定区分○、二次判定は区分△、認定有効期間36か月です。区分変更理由は医師意見書のその他の特記と、4群■■と●●の特記事項です。

23

## 審査会プロセス～市町村審査会～

### ポイント

～全ケースの審査会が終了しました～

- 市町村審査会は、事前の読み込みから審査判定まで、医師意見書、認定調査結果、特記事項をフル活用し、各プロセスごとにメリハリをつけて、確認・検討を行うことが重要です。

二次判定

審査会意見  
のフィードバック

【二次判定】の確定

審査会が付する  
意見

事務局による確認

事務局による  
最終確認

### 発言例・進行例

『事務局』

本日はありがとうございました。結果を読み上げます。

No.1: 一次判定区分□を区分○へ変更、二次判定区分○、認定有効期間○か月、  
No.2: 一次判定区分○、二次判定区分△、認定有効期間○か月、変更理由は医師意見書のその他の特記と、4群■■と●●の特記事項…

本日のご意見は調査員にフィードバックします。  
以上で本日の審査会を終了します。  
次回は来月の○日です。  
ありがとうございました。

24

## (才)参加者

各都道府県、政令指定都市の障害支援区分研修担当者 75 名が参加した。参加者の属性は、以下のとおりである。

- ・所属

	n	%
全体	75	100.0%
都道府県	49	65.3%
政令指定都市	16	21.3%
市町村	3	4.0%
法人・事業所等	6	8.0%
その他	1	1.3%

- ・障害支援区分認定業務に従事した経験年数（通算）

	n	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最大値
全体	63	1.8	0.6	2.6	0.1	13.0

## (力)当日参加者アンケート結果

上記の参加者 75 名に対して、当日のプログラムに関する要望や、平成 30 年度障害支援区分調査等業務において作成された研修資料に追加すべき事項について、アンケートを実施した。

Q. 各プログラムにおいて、もっと知りたい内容はありましたか。具体的にご回答ください。

プログラム名	回答内容
(1) 障害支援区分認定のプロセス（概論）	良かった。(n=2)
	介護認定との違いをもっと詳しく知りたかった。(n=2)
	特記事項記入、根拠となる記載の具例的事例が多ければ良かった。
	審査会、認定調査を実際に見たことがないので何か映像があればイメージしやすい。
	割愛が多かった。講義時間がもう少し長いと良かった。(n=2)
(2) 審査会委員研修について	「支援区分とは」をわかりやすく表すスライドが 1 枚ほしい。「支援の必要な度合いを表すもので、障害の重さを表すものではない」と伝えて一般の方に伝わらない。
	特記事項記入事例、具体的な事例を多く取り上げてほしい。(n=2)
	一次判定結果を変更する根拠について。(n=2)
	事務局の事前準備について。
	研修の進め方について具体的な内容を知りたい。
	プロセスどおりに行うと（事前照会、一次判定修正）莫大な時間を要すと思うが、適正時間をどのように考えれば良いのか。

	<p>良かった。(n=2)</p> <p>審査会、認定調査を実際に見たことがないので何か映像があればイメージしやすい。</p> <p>講義時間がもう少し長いと良かった。</p>
(3) 認定調査員研修について	項目ごとの判断基準について、もう少し詳しく知りたかった。
	具体的な事例を多く取り上げてほしい。(n=2)
	調査におけるよくあるまちがい等の事例。
	選択肢において迷う事例などもっと多く知りたい。
	判断が困難な調査項目についての解説(類似項目等)
	4群の行動障害の評価の仕方について、事例・評価範囲等、詳しく知りたかった。(n=3)
	講師として説明する際の強調ポイント、コツ(どんな説明が効果的かの具体的なイメージ)
	マニュアルに書かれていらない内容の補足があると良い
	「2. 身の回り～」における一連の行為とQ&Aの関係について
	マニュアルに書かれていらない内容の補足があると良い
(4) 医師意見書について(概論)	審査会、認定調査を実際に見たことがないので何か映像があればイメージしやすい。
	分かりやすかった(n=2)
	ロールプレイ等良かった。
	障害の関連しない病名のみ記載された場合の、事務局や審査会の適切な対応。
	二軸評価の所の判断についてもう少し詳しく知りたかった。
	医師意見書研修で、説明する内容・順番を確認して説明してほしい。(n=2)
	具体的な意見書の記載例(よい事例、悪い事例の改善点など)
(5) 医師意見書作成について －発達障害・行動障害を中心にして－	1次判定と2次判定で使用される項目が分かれた様式を作ってほしい。
	医師へのアプローチ方法が分かり参考になった。
	都道府県、自治体にどんな役割が求められているのかが分かり参考になった。
	良かった。
	審査会、認定調査を実際に見たことがないので何か映像があればイメージしやすい。
	(発達障害・行動障害がある方の)医師意見書作成・依頼における具体的留意点(n=6)
	研修を医師に対して行うには知識が少なすぎる。

(6) 難病の特徴について	難病と支援区分の関連性について詳しく知りたかった。
	認定調査時・医師意見書作成時に必要な配慮や工夫を具体的に知りたかった。 (n=2)
	特徴をつかんだうえでの認定調査書記入における留意点。(n=7)
	調査項目にあわせた具体例について。
	区分認定の過程で留意すべき難病特有の内容視点。
	審査会、認定調査を実際に見たことがないので何か映像があればイメージしやすい。
(7) 都道府県の取組事例	総合支援法上の難病にどれがあてはまるのか例としていくつかあげてほしかった。例えば、“血液系疾病”だったら「○○病」があるというような。
	審査会委員研修についても聞ければよかったです。
	もう少し多く事例があるとよかったです。
	各県の研修資料内容のデータがあると良い。(n=2)
	他の都道府県の先進的事例があれば知りたい。
	どのような広さの会場で行なっているのか。
国への要望	非常に参考になった。(n=4)

Q. 本日の講義のご感想について、ご自由にご記入ください。

分類	回答内容（分かりやすさのため、一部記載を修正しています）
講義の感想	良かった。参考になった。(n=12)
	自治体の課題が明確になった。
	各県の取組事例が参考になった。(n=7)
	医師意見書（概論）の講義では、講師の熱い思いが伝わり、話も楽しく、勉強になった。
	「審査会プロセス」の研修資料がとても分かりやすく、市町村事務局でも是非参考にして頂けると思った。福岡先生の講義は、受講者に特に伝えるべきポイントが強調されており参考になった。(n=3)
	正しく区分を認定するために、認定調査員研修・医師意見書研修や詳しい記載例が必要だと感じた。
	障害支援区分全般に渡り、基本的なところから講義していただけたので、初心者にはとても良い研修だと思った。
	県職員として研修講師をするに当たり、どう伝えていくべきか苦労していたが、研修資料に関して、解説が聴けたので良かった。
	審査会や、医師の意見書について、調査実務では、あまりかかわってこなかつた部分を知ることができた。
	研修資料の説明は、講師にどう説明してもらうか事前打合せが必要だと改めて思った。
国への要望	審査会で一次判定の妥当性を問う必要性についてとり上げられたが、認定調査員

	マニュアルの不十分さ（どちらともとれる、調査員により大きくばらつく）を解決することの方が、先決と思う。
全国会議への意見・要望	都道府県や指定都市が研修を主催するため、研修で説明するポイントをもう少し詳しく教えてほしい。（n=2）
	質問の時間を設けて頂きたかった。（n=2）
	項目修正があった場合、審査会場でコンピュータ判定し直すとあったが、審査会場に判定支援システムを持ち込むのは難しい。行っている所と行えていない所があるのはよくないと思う。各地の現状を知りたい。
テキストへの意見・要望	資料の重要なポイントを整理したポイントメモのようなものがあれば、さらによかったです。
研修時間・日程への意見・要望	時間が短かく、進むのが早かった。（n=4）
	是非毎年度できれば（年度初め）開催してほしい。（n=2）
	前の画面が見づらかった。

Q. 次年度以降、全国会議を開催するとなったら、どのようなコンテンツ（講義やワークショップ等）を希望しますか。具体的にご回答ください。

分類	回答内容
演習に関する要望	演習を増やして頂けると嬉しいです。（n=7）
	ワーク形式で行いたい。事前に集めて質問を集めて、その回答について皆で考えたい。
	判断に悩む事例のグループワークを行いたい。
	都道府県は日頃、実際の調査や審査会に携ることがないため、本日実施した10分程度のワーク（実践）があるとありがたい。
	都道府県における研修の統一的な質の向上を図るのであれば、講議を主とした2日間の研修で省略をなるべく少なくした形で研修をした方が良いと思う。（研修企画担当者の集まりなのでワークショップは不要）
他県との意見交換に関する要望	都道府県担当者間で、調査項目の考え方や評価、審査会運営にあたっての課題等について意見交換を実施したい。（演習、グループワークではなく）（n=2）
	各都道府県同士の情報交換（（例）区分6を出そうとする施設職員の立会いと強引な誘導への対応）とか（地域の重鎮である審査会委員や医師にどのように対応しているか、公正・中立・客観性を確保しようとしているのか）など。
	各都道府県の困難事例や質問事項の共有の場があれば良い。障害支援区分関連の質問があった際にどこに問い合わせたら良いかの共有など。
	地方ごとにグループとなって、実施方法や課題を情報提供する時間があると嬉しい。
	他県の好事例をもっと聞いてみたい。
	IT化、電子機器を用いた、調査、判定、TV審査会等の取組方法。
	他県の取り組み状況を知りたい。（ワークショップなどで意見交換）（n=2）

全国会議で扱う内容に関する要望	<p>認定調査員や市町村審査会委員に対して、ここだけは重点的に研修で取り組んで欲しい点などが具体的に分かるものがあるといい。（実務を行っていないので、中々ポイントがつかみづらいため）</p> <p>調査員研修、審査会委員研修の実際の取り組みについて、具体的に参考になるものを教えてほしい。</p> <p>審査会委員、認定調査員研修の講義、主催者としての説明するポイントを教えて頂きたい。</p> <p>判断に迷う事例や、項目に関する判断基準のすりあわせ等を実施したい。</p> <p>障害支援区分の選択肢判断に迷う事例への考え方等を多く学びたい。</p> <p>行動障害関連の調査項目について理解を深めらたい。特に類似した項目のすみ分け、疾病との関連を踏まえた解釈などを知りたい。</p> <p>区分認定に関連して、審査請求について触れてほしい。審査請求の対象になりうる、区分認定の内容の留意点や審査請求を見すえた、取り扱いが知りたいです。 (n=2)</p> <p>共通研修資料を用いた、フルパッケージの研修をご実施いただければ、各都道府県間での研修の質の平準化が図かれると思う。</p> <p>各市町村からの困難事例に関するQ・A。</p> <p>事務局の役割（あるべき姿）。</p> <p>調査員としての面接技法。</p>
全国会議の開催時期に関する要望	会議の目的（狙い）によって開催時期を検討してほしい。①研修資料の説明、伝達（今年度と同様の時期で差し支えない）②研修事業が抜本的に変わり、予算確保が必要（6月までo r 2月～3月の開催）③次年度の研修（新任担当者であれば、6月までの年度の）のポイントを講師にも参加してもらって解説（2月～3月の開催）など
テキスト（共通編）に関する要望	認定調査員・審査会委員とも要介護認定にもかかわっている者も多い。障害支援区分と要介護度の違いについてもっと深い講義をききたい。
テキスト（認定調査員編）に関する要望	認定調査における特記事項の重要性について、たとえば認定調査の特記事項の記載例とその結果として審査会での判断への影響についての事例などがあれば参考になる。
事例数も増やしてほしい。	事例数も増やしてほしい。
テキスト（審査会委員編）に関する要望	審査会委員研修で演習を実施する際のシナリオがほしい。2次判定で区分を上げる・下げるシナリオがほしい。
テキスト（医師意見書編）に対する要望	医師の意見書の1次判定・2次判定で使用する部分が分かる様式を作成してほしい。状態がない場合「なし」をえらべる様式を作成してほしい。
研修プログラムに関する要望	<p>標準の研修プログラムなど示していただけるとありがたいです。都道府県研修と市町研修、初任と現任研修のプログラムなど。</p> <p>モデルのタイムスケジュールの提示</p>

映像教材に関する要望	<p>審査会、認定調査を実際に見たことがないので、何か映像を作成してほしい (n=2)</p> <p>市町村では人事異動等で4月1日から区分調査を行いますが、国（県）の研修を実施する前に業務をすることになりますが、国通知では調査を行う者は厚生労働省が実施する研修を修了した者とあり、この通知どおりに調査を行うためには県の研修を4月にする必要がありますが県も人事異動があるためこの時期の開催は現実的ではありません。研修をDVDで作成し、市町村の担当者にみせることで研修受講済とする取り組み方法に変更してほしい。</p>
------------	--

## (キ)後日都道府県・政令指定都市対象アンケート結果

障害支援区分研修担当者全国会議の開催後、都道府県を対象に、平成30年度障害支援区分調査等業務において作成された研修資料の活用状況に関するアンケート調査を行った。

問1 認定調査員研修資料の活用状況についてお伺いします。

①令和元年度の認定調査員研修を既に実施されましたか。

	n	%
全体	47	100.0%
実施した	33	70.2%
実施していない	0	0.0%
無回答	14	29.8%

②認定調査員研修で、認定調査員研修資料または認定調査員研修テスト（別冊）または障害支援区分に係る研修資料（共通編）を活用しましたか？

◆上記問1①で「1. 実施あり」を選択した場合のみご回答ください。

	n	%
全体	33	100.0%
活用した	26	78.8%
活用していない	7	21.2%
無回答	0	0.0%

③認定調査員研修における、認定調査員研修資料・認定調査員研修テスト（別冊）・障害支援区分に係る研修資料（共通編）の活用箇所に○をつけてください。（該当番号に全て○）

◆上記問1②で「1. 活用した」を選択した場合のみご回答ください。

	n	%
全体	26	100.0%
1. I 認定調査の概要	16	61.5%
2. II 認定調査項目の判断基準	17	65.4%
3. III 特記事項記載のポイント	18	69.2%
4. IV 【実習】模擬認定調査	7	26.9%
5. 認定調査員研修テスト（別冊）	10	38.5%
6. I 障害支援区分導入の経緯	22	84.6%
7. II 制度における障害支援区分の位置付け	22	84.6%
8. III 障害支援区分の認定プロセス	22	84.6%
9. IV その他留意事項	22	84.6%

④当該箇所を活用しなかった理由について、具体的にご記入ください。

分類	回答内容
準備期間の不足	<p>本県の研修は6月に実施するため、すぐに活用できる部分のみの活用とした。</p> <p>5月に研修実施で、準備期間がなかったため。例年同様、県独自の作成資料で行った。</p> <p>4月中旬に行われる研修会であり、既存の資料と比較し、どのように置き換えるか修正するのかを検討する時間がなかった。</p> <p>研修資料の送付の前に、既に既存のマニュアル等を使って研修を行うことで、講師等と調整済みであったため。</p> <p>当初は活用する予定だったが、研修内容の検討に要する時間的余裕がなかったため。</p> <p>国の研修資料の検討が間に合わなかったため。</p> <p>すでに自分で演習を行い、その中でポイント等を伝えていたため。</p> <p>研修会場は例年昨年度中旬に決定しており、実習を行うことが難しい会場であったため。</p> <p>演習実施に係る準備（時間配分、グループ分け、シナリオ構成等）をする時間が無かつたため、今回は見送った。</p>
研修時間の不足	<p>限られた時間内で研修を行っているため、全ての項目に対し実施できないため。</p> <p>研修時間の都合により、【実習】模擬認定調査は割愛した。</p> <p>時間不足のため。</p> <p>研修時間及び研修会場の関係で研修テストは実施しなかった。</p> <p>4.IV【実習】模擬認定調査、5.認定調査員研修テスト（別冊）については、時間の制約があり活用できなかつた。</p> <p>演習に長い時間を費やすため、テストまでする時間はないため。配布はしたが、「帰ってから復習用に」と渡した。</p> <p>研修時間の都合上、テストを実施しなかつたため。</p>
既存の資料・マニュアルで満足	<p>県で作成したテキストを活用したため。</p> <p>県独自の研修資料に加え、障害支援区分認定ハンドブック、認定調査員マニュアル、難病患者等に対する認定マニュアルを活用しながら研修を実施している。</p> <p>従前より使用している県作成資料で十分に説明可能であるため</p> <p>外部講師により「認定調査員マニュアル」に沿って例年と同様に講義をして頂いたため。</p>
使用方法が分かららない	<p>研修テストを有効に活用する方法が思いつかなかつたため。</p> <p>実務を行っていない県職員が講師をしているため、実習について適切なアドバイス等ができないと判断したため活用しなかつた。</p>
その他	模擬認定調査について、受講者の大半が初任者（福祉は初めてという方も）で着任後1ヵ月足らずといった状況のため、ロールプレイングはしんどいという意見を受け省略した。

	<p>マニュアル掲載箇所はマニュアルを使用し説明するので、マニュアルに掲載の無い内容のスライドのみピックアップして使用した。</p> <p>4.IV【実習】模擬認定調査については、実施した研修が初任者を対象としたものということもあり、実習時間を設けていなかったため、活用していない。</p>
--	---

⑤認定調査員研修資料に追加してほしい特記事項の記載例がもしあれば、追加してほしい理由とあわせてご記入ください。

分類	回答内容
1群	<p>1群から3群については期間の設定が無いため、できない状況に基づく判断について、記載にばらつきがみられる。(認定期間を参考にしていただくことも可能だが、新規の場合は悩ましいとの意見)</p> <p>「1-1-2 えん下」。食材を小さくするなどの支援が行われているケースについて、えん下の特記事項が不足していることがある。食材を小さくすることで支援が不要な特記事項例があると選択の根拠を理解しやすい。</p>
	<p>本人の能力を勘案して判断する必要がある場合(特に2群の一連の行為など)、能力的にはできるかもしれないが、敢えて家族や施設側がさせていない場合等に能力を勘案して判断するところがどうしても難しいとの意見がある。</p> <p>「できたりできなかつたりする場合」の「できない状況」に基づく評価について、できない頻度が著しく低い場合のケース(当該頻度も考慮した上でのチェックとその旨の特記事項なのか、できない状況でのチェックと割り切り特記事項にすべて落とし込むパターンなのか)</p> <p>「2-1-1 危険の認識」。調査員によっては、危険の認識の特記事項が「危険の認識が出来ている」に留まっている事があり、非常時の避難に支援を要する場合の特記事項を追加してほしい。</p>
3群	<p>「3-3 コミュニケーション」について、コミュニケーションの選択項目がわかりにくく、調査員によって判断が分かれると聞いている。そもそも「コミュニケーション」とは何を意味するのか?支援員や家族等に身近な人にしかわからぬい、要求のみを伝える仕草は「コミュニケーションできる」と解釈するのか? これらあたりがわかるような記載例があれば良い。</p> <p>「3-4 説明の理解」について、「説明のすべてを理解し…」の「すべて」はどの程度を指すのか。通常、相手の理解度に合わせた言葉や表現で説明し、理解を得ていると考えられるため、平均的な基準がわかりづらい部分である。</p>
	<p>過食・反すう等に関して、行動の背景など考慮して判断することが求められるため記載例があるとよい。</p> <p>第4群及び類似した認定調査項目についての特記事項記載例。</p>
認定調査の聞き取り	<p>親御さんの前ではこうだけど、通所事業所では真逆でこうなる、など、環境や同席者の状況によって状態が大きく変わる方について、あらゆる日常パターンと単身での想定と、特記事項にどこまで落とし込む必要があるのか、調査員によりばらつきがある。</p>

	すべて特記に落としこもうとすると、調査に膨大な時間が必要となり、対象者への負担も大きいとの意見多数。要点を簡潔に聞き取り、どのように落とし込めば最も効果的なのか模索中。
	「部分支援」と「全面支援」の判断に迷うような状況での基準や指針や、より詳細なQ & A

⑥認定調査員研修資料のうち、判断基準や特記事項の書き方が最も説明しづらい・分かりにくいと思う認定調査項目群はどれですか？（ひとつ〇）

	n	%
全体	47	100.0%
1群	0	0.0%
2群	2	4.3%
3群	1	2.1%
4群	13	27.7%
5群	2	4.3%
無回答	29	61.7%

問2 審査会委員研修資料の活用状況についてお伺いします。

①令和元年度の市町村審査会研修を既に実施されましたか。

	n	%
全体	47	100.0%
実施した	26	55.3%
実施していない	7	14.9%
無回答	14	29.8%

②市町村審査会研修で、審査会委員研修資料または審査会委員研修テスト（別冊）または障害支援区分に係る研修資料（共通編）を活用しましたか？

◆上記問2①で「1. 実施あり」を選択した場合のみご回答ください。

	n	%
全体	26	100.0%
活用した	17	65.4%
活用していない	9	34.6%
無回答	0	0.0%

③市町村審査会研修における審査会委員研修資料・審査会委員研修テスト（別冊）・障害支援区分に係る研修資料（共通編）の活用箇所に○をつけてください。（該当番号に全て○）

◆ 上記問2②で「1. 活用した」を選択した場合のみご回答ください。

	n	%
全体	17	100.0%
1. I 市町村審査会の概要	14	82.4%
2. II 審査判定事例	14	82.4%
3. III 市町村審査会における審査判定方法	15	88.2%
4. IV 模擬市町村審査会	4	23.5%
5. 市町村審査会委員研修テスト（別冊）	5	29.4%
6. I 障害支援区分導入の経緯	15	88.2%
7. II 制度における障害支援区分の位置付け	15	88.2%
8. III 障害支援区分の認定プロセス	14	82.4%
9. IV その他留意事項	15	88.2%

④当該箇所を活用しなかった理由について、具体的にご記入ください。

分類	回答内容
準備期間の不足	本県の研修は6月に実施したため、すぐに活用できる部分のみの活用とした。 5月に研修実施で、準備期間がなかったため。例年同様、県独自の作成資料で行った。
	4月中旬に行われる研修会であり、既存の資料と比較し、どのように置き換えるか修正するのかを検討する時間がなかった。

	当初は活用する予定だったが、研修内容の検討に要する時間的余裕がなかつたため。 国の研修資料の検討が間に合わなかつたため。 すでに独自で演習を行い、その中でポイント等を伝えていたため。
研修時間の不足	研修時間の都合により、模擬市町村審査会は割愛したため。 5.市町村審査会委員研修テストについては、時間の制約があり、研修の場では活用できなかつた。 時間不足のため。 研修を半日で行つているため、時間的な余裕がなく、活用しなかつた。 演習に長い時間を費やすため、テストまでする時間はないため。配布はしたが、「帰つてから復習用に」と渡した。 研修時間の都合上、テストを実施しなかつたため。
既存の資料・マニュアルで満足	県で作成したテキストを活用したため。
	県独自の研修資料に加え、障害支援区分認定ハンドブック、認定調査員マニュアル、難病患者等に対する認定マニュアルを活用しながら研修を実施している。
	従前より使用している県作成資料で十分に説明可能であるため
使用方法が分からぬ	県の研修体制の中には審査会に精通している者がいなないため、模擬審査会を行えない。
その他	模擬審査会については、実施した研修が初任者を対象としたものということもあり、実習時間を設けていなかつたため、活用していない。
	初めて委員として任命された者を本研修の受講対象としていることから、研修については、基本的な制度・運用の説明等、研修資料に沿つた講義を行うとともに、個々の事案を用いて（先生に用意していただきて）、審査会内での議論や認定に至つた経緯等、審査会の現場の空気を伝えることを主とした内容としている。

⑤審査会委員研修資料に追加してほしい内容がもしあれば、追加してほしい理由とあわせてご記入ください。

分類	回答内容
区分変更事例	審査会での修正や変更の事例を増やして欲しい。（受講者からの希望）
	実際に判定を引き上げ又は引き下げる際に適切な事例やある程度の統一的な判断事項の例示。
模擬演習事例	模擬演習で活用するため、事例を増やしてほしい。
実際の審査会資料	記入済みの審査会資料一式があると、読み取るポイントの説明に活用できると思う。
講師用の資料	研修を直営で行つているため、実務を行っていない県職員が講師を務める。研修の要点等をまとめた研修講師用の資料を追加していただきたい。
その他	模擬演習で各グループにおいて区分が別々になった場合に、どのようにフォローしたらよいか。

	P35「一次判定で活用した項目の一部修正」における「認定調査や医師意見書の記載時では得られなかった状況が、特記事項や医師意見書によって新たに明らかになった場合⇒必要に応じて該当する項目の修正を行うことができる。」の内容が分かりにくい。具体例を示して欲しい。
--	--

⑥審査会委員研修資料で分かりにくい内容がもしあれば、ご記入ください。

分類	回答内容
一次判定の修正・確定	P35「一次判定で活用した項目の一部修正」における「認定調査や医師意見書の記載時では得られなかった状況が、特記事項や医師意見書によって新たに明らかになった場合⇒必要に応じて該当する項目の修正を行うことができる。」の内容が分かりにくい。特記事項は認定調査によって得られた情報を記載するものであるので、それ以外に明らかになる情報があり得るのか。同様に、医師意見書の記載時と提出された医師意見書の情報が異なることは想定できない。

問3 医師意見書作成研修資料の活用状況についてお伺いします。

①令和元年度の医師意見書作成研修を既に実施されましたか。

	n	%
全体	47	100.0%
実施した	11	23.4%
実施していない	22	46.8%
無回答	14	29.8%

②医師意見書作成研修で、医師意見書作成研修資料または障害支援区分に係る研修資料（共通編）を活用しましたか？

◆上記問3①で「1. 実施あり」を選択した場合のみご回答ください。

	n	%
全体	11	100.0%
活用した	8	72.7%
活用していない	3	27.3%
無回答	0	0.0%

③医師意見書作成研修における医師意見書作成研修資料・障害支援区分に係る研修資料（共通編）の活用箇所に○をつけてください。（該当番号に全て○）

◆上記問3②で「1. 活用した」を選択した場合のみご回答ください。

	n	%
全体	8	100.0%
1. I 医師意見書の概要	6	75.0%
2. II 医師意見書の記載方法	5	62.5%
3. III 医師意見書の利用方法	6	75.0%
4. IV 記載のポイント	8	100.0%
5. I 障害支援区分導入の経緯	4	50.0%
6. II 制度における障害支援区分の位置付け	4	50.0%
7. III 障害支援区分の認定プロセス	4	50.0%
8. IV その他留意事項	4	50.0%

④当該箇所を活用しなかった理由について、具体的にご記入ください。

分類	回答内容
準備期間の不足	本県の研修は6月に実施するため、すぐに活用できる部分のみの活用とした。
研修時間の不足	講義時間の関係上、医師意見書に関する内容に特化。
その他	すでに都独自で作成している資料があったほか、主治医研修が高齢分野（介護保険関係）と共に催されており、時間の制約があるためスライドの一部のみを活用した。

⑤医師意見書作成研修資料に追加してほしい内容がもしあれば、追加してほしい理由とあわせてご記入ください。

分類	回答内容
聞き取り方	日常診療で患者の生活をうまく聞き出すことができるよう、診療マニュアルの上うなものがあれば追加又は紹介してほしい。
主治医意見書との違い	医師からの声としては、介護保険との相違について詳しく聞きたいとの意見が多い。医師は介護保険の医師意見書のイメージが先行するため、主治医意見書と混同されがち。
その他	主治医等の、「主治医」の定義を示してほしい。医師意見書研修の中身に関わる話ではないですが、今年度医師意見書の書き方の研修で、「主治医なし、主訴、異和なし」の方の医師意見書を作成する際の支払について、質疑がでていたので。

⑥医師意見書作成研修資料で分かりにくい内容がもしあれば、ご記入ください。

分類	回答内容
二軸評価	二軸評価や生活障害評価のチェックについて、問い合わせが多くて困っている。意見書の3（裏面）について障害種別問わず必ず記載が必要なことを分かるようにしてほしい。 あわせて、服薬管理等の項目について使用していない場合のチェックについても明確にしてほしい。
服薬管理	服薬管理等の項目について使用していない場合のチェックについても明確にしてほしい。
その他	資料の中で行政職員が感じる疑問が、医師にとっても感じる疑問なのか医師にとっては当然理解できる内容なのか、といったことが分からぬいため、分かりにくいかどうかの判断ができない。

(ク)[参考]アンケート調査票

厚生労働省 令和元年度 障害者総合福祉推進事業「障害支援区分認定適正化に係る調査研究」 <b>「障害支援区分研修担当者全国会議」</b> <b>都道府県・政令指定都市対象 アンケート</b>			
都道府県名		市区町村名	
担当者ご氏名		所属部署	
電話番号		Eメール	
問 1 認定調査員研修資料の活用状況についてお伺いします。 ※本設問での認定調査員研修資料とは、平成30年度より、厚生労働省が提供している研修資料を指します。 (参考URL：10月8日以降に掲載)			
①令和元年度の認定調査員研修を既に実施されましたか。		1. 実施した  2. 実施していない	
◆上記問①で「1. 実施あり」を選択した場合のみご回答ください。 ②認定調査員研修で、認定調査員研修資料または認定調査員研修テスト（別冊）または障害支援区分に係る研修資料（共通編）を活用しましたか？		1. 活用した  2. 活用していない	
認定調査員研修資料  ③認定調査員研修における、認定調査員研修資料・認定調査員研修テスト（別冊）・障害支援区分に係る研修資料（共通編）の活用箇所に○をつけてください。 (該当番号に全て○)	1. I 認定調査の概要  2. II 認定調査項目の判断基準  3. III 特記事項記載のポイント  4. IV 【実習】模擬認定調査		1
			2
			3
			4
	5. 認定調査員研修テスト（別冊）		5
	6. I 障害支援区分導入の経緯  7. II 制度における障害支援区分の位置付け		6
	8. III 障害支援区分の認定プロセス		7
	9. IV その他留意事項		8
			9
◆上記問③で認定調査員研修資料・認定調査員研修テスト（別冊）・障害支援区分に係る研修資料（共通編）を活用しなかった箇所がある場合のみ、ご回答ください。 ④当該箇所を活用しなかった理由について、具体的にご記入ください。			
⑤認定調査員研修資料に追加してほしい特記事項の記載例がもしあれば、追加してほしい理由とあわせてご記入ください。			

<p>⑥認定調査員研修資料のうち、判断基準や特記事項の書き方が説明しづらい・分かりにくいと思う認定調査項目群はどれですか？最も説明しづらい・分かりにくいと思う認定調査項目群を選択してください。</p>	<p>1. 1群 2. 2群 3. 3群 4. 4群 5. 5群</p>		
--	--	--	--

問2 審査会委員研修資料の活用状況についてお伺いします。

※本設問での審査会委員研修資料とは、平成30年度より、厚生労働省が提供している研修資料を指します。

(参考URL：10月8日以降に掲載)

<p>①令和元年度の市町村審査会研修を既に実施されましたか。</p> <p>◆上記問2①で「1. 実施あり」を選択した場合のみご回答ください。</p> <p>②市町村審査会研修で、審査会委員研修資料または審査会委員研修テスト（別冊）または障害支援区分に係る研修資料（共通編）を活用しましたか？</p> <p>◆上記問2②で「1. 活用した」を選択した場合のみご回答ください。</p> <p>③市町村審査会研修における審査会委員研修資料・審査会委員研修テスト（別冊）・障害支援区分に係る研修資料（共通編）の活用箇所に○をつけてください。</p> <p>（該当番号に全て○）</p>	<p>1. 実施した  2. 実施していない</p> <p>1. 活用した  2. 活用していない</p> <p>1. I 市町村審査会の概要 2. II 審査判定事例 3. III 市町村審査会における審査判定方法 4. IV 模擬市町村審査会 5. 市町村審査会委員研修テスト（別冊） 6. I 障害支援区分導入の経緯 7. II 制度における障害支援区分の位置付け 8. III 障害支援区分の認定プロセス 9. IV その他留意事項</p>	<p>1 2 3 4 5 6 7 8 9</p>	
---	--	--	--

◆上記問2③で審査会委員研修資料・審査会委員研修テスト（別冊）・障害支援区分に係る研修資料（共通編）を活用しなかった箇所がある場合のみ、ご回答ください。  
④当該箇所を活用しなかった理由について、具体的にご記入ください。

⑤審査会委員研修資料に追加してほしい内容がもしあれば、追加してほしい理由とあわせてご記入ください。

⑥審査会委員研修資料で分かりにくい内容がもしあれば、ご記入ください。

### 問3 医師意見書作成研修資料の活用状況についてお伺いします。

※本設問での医師意見書作成研修資料とは、平成30年度より、厚生労働省が提供している研修資料を指します。

（参考URL：10月8日以降に掲載）

①令和元年度の医師意見書作成研修を既に実施されましたか。	1. 実施した		
	2. 実施していない		
◆上記問3①で「1. 実施あり」を選択した場合のみご回答ください。 ②医師意見書作成研修で、医師意見書作成研修資料または障害支援区分に係る研修資料（共通編）を活用しましたか？	1. 活用した		
	2. 活用していない		
◆上記問3②で「1. 活用した」を選択した場合のみご回答ください。 ③医師意見書作成研修における医師意見書作成研修資料・障害支援区分に係る研修資料（共通編）の活用箇所に○をつけてください。 (該当番号に全て○)	1. I 医師意見書の概要	1	
	2. II 医師意見書の記載方法	2	
	3. III 医師意見書の利用方法	該 當 番 號 3	
	4. IV 記載のポイント	4	
	5. I 障害支援区分導入の経緯	5	
	6. II 制度における障害支援区分の位置付け	6	
	7. III 障害支援区分の認定プロセス	7	
	8. IV その他留意事項	8	

◆上記問3③で医師意見書作成研修資料・障害支援区分に係る研修資料（共通編）を活用しなかった箇所がある場合のみ、ご回答ください。

④当該箇所を活用しなかった理由について、具体的にご記入ください。

⑤医師意見書作成研修資料に追加してほしい内容がもしあれば、追加してほしい理由とあわせてご記入ください。

⑥医師意見書作成研修資料で分かりにくい内容がもしあれば、ご記入ください。

◆問4は、都道府県のご担当者様のみご回答ください。

問4 令和2年度の障害支援区分関連研修についてお伺いします。

①令和2年度の障害支援区分関連研修の開催予定月を選択ください。（各研修ごとに選択）

※複数開催予定がある場合は、各研修2. 3. 4. の回答欄に、開催の早い順に開催予定月を選択してください。複数開催の予定がない場合は、各研修1. の回答欄でのみ、開催予定月をご選択ください。

※開催予定が5回以上ある場合には、早い順に4回の開催予定のみご回答ください。

認定調査員研修	1. 認定調査員研修	各研修ごとに選択	1	
	2. 認定調査員研修（複数回の開催を予定している場合）		2	
	3. 認定調査員研修（複数回の開催を予定している場合）		3	
	4. 認定調査員研修（複数回の開催を予定している場合）		4	
審査会委員研修	1. 審査会委員研修	各研修ごとに選択	1	
	2. 審査会委員研修（複数回の開催を予定している場合）		2	
	3. 審査会委員研修（複数回の開催を予定している場合）		3	
	4. 審査会委員研修（複数回の開催を予定している場合）		4	
医師意見書研修	1. 医師意見書研修	各研修ごとに選択	1	
	2. 医師意見書研修（複数回の開催を予定している場合）		2	
	3. 医師意見書研修（複数回の開催を予定している場合）		3	
	4. 医師意見書研修（複数回の開催を予定している場合）		4	
②令和2年度に都道府県が実施する障害支援区分関連研修について、厚生労働省との共同企画を希望しますか？	1. 希望する  2. 希望しない			

アンケートは以上です。ご回答いただき、大変ありがとうございました。

**10月31日（木）**までに、ご提出をお願いいたします。

## (2). 市町村審査会訪問事業

### (ア) 実施目的

- ・全国の市町村審査会を訪問し、審査判定における実態や課題を把握する。
- ・平成 30 年度障害支援区分調査等業務において作成された研修資料を活用した研修に参加した認定調査員や、審査会委員がいる場合には、研修の参加前後で改善がみられた内容について意見を伺うことで、効果的な研修内容の検討につなげる。

### (イ) 訪問先市町村の選定

- ・厚生労働省が平成 30 年度障害支援区分管理事業で収集した障害支援区分認定データの集計結果等を参考として、以下の抽出条件をもとに、全国から 7 市町村を選定した。

#### (選定条件)

- A) 一次判定区分の平均値が全国値と比較して高い自治体
- B) 二次判定における上位区分への変更割合が全国値と比較して高い自治体  
(上位変更割合が減少している自治体)
- C) 二次判定における下位区分への変更割合が全国値と比較して高い自治体
- D) 障害支援区分認定の適正化に向けて、自治体独自の取組を実施している自治体
- E) 都道府県が実施する障害支援区分関連研修に参加した認定調査員や審査会委員が所属する自治体

### (ウ) 実施時期・実施方法

- ・訪問に際し、以下の手順をもとに実施した。

#### A) 実施時期

市町村審査会訪問は、令和元年 12 月～令和 2 年 3 月の期間に実施した。

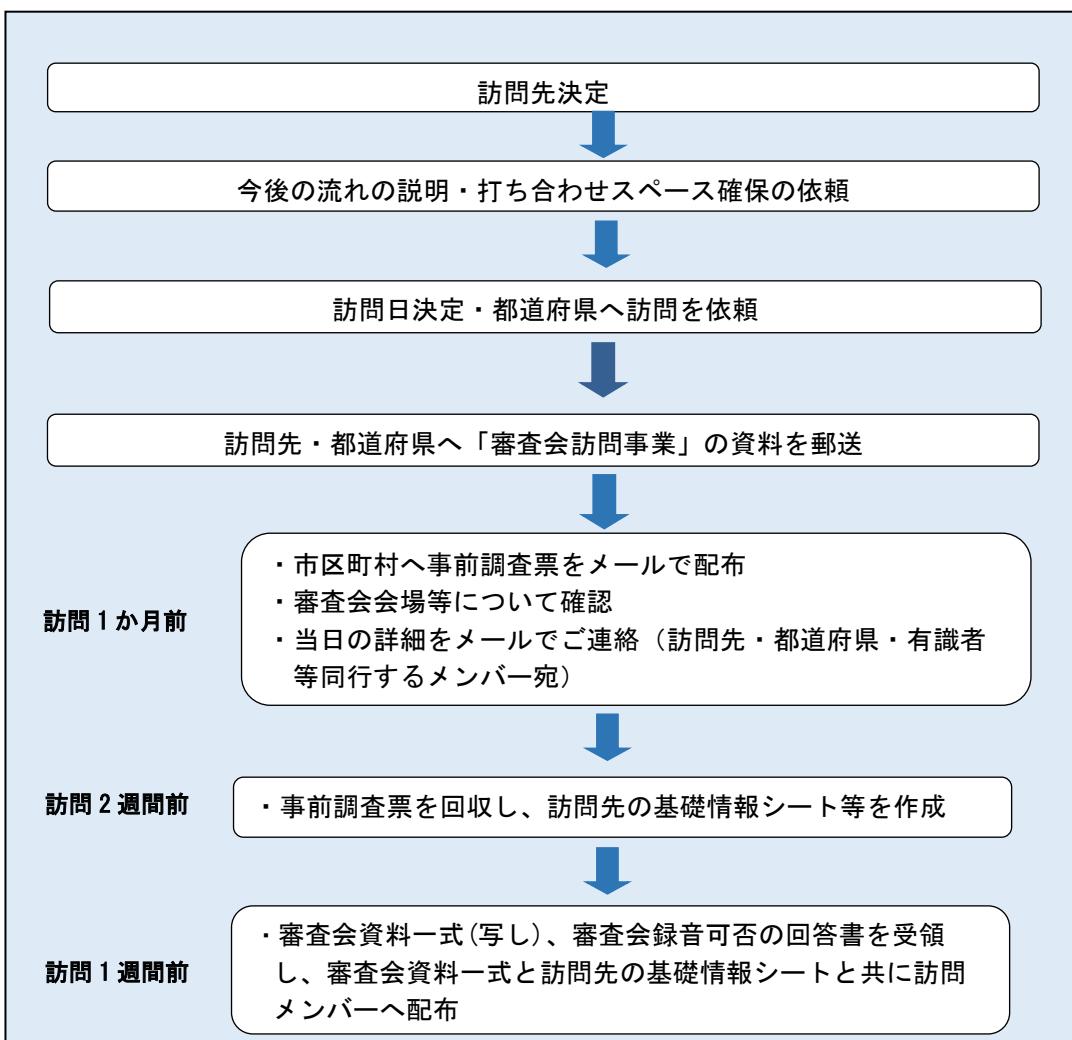
#### B) 都道府県研修担当者の参加

都道府県での各研修の実施状況及び取り組みの把握と、研修における課題の共有のため、都道府県の研修担当者に審査会訪問の同行を依頼した。7 箇所の訪問に同行を予定していたところ、新型コロナウイルス感染症対策の影響で 1 箇所の訪問が中止となったため、6 か所の訪問（6 都道府県）に同行を得た。

#### C) 訪問前の事前調整

訪問が決定した市区町村に対して、事前調査票への記入・提出と、実際に訪問時に開催される審査会で用いられる審査会資料一式（写し）の収集について依頼を実施した。事前調査票の様式については、参考資料として付した。

具体的な調整スケジュールは下図の通りである。



#### D) 市町村審査会訪問において同行した有識者

訪問に際し、障害支援区分認定制度の設計、障害支援区分認定調査項目、医師意見書の記載方法、市町村審査会の業務等に精通した専門的な知見を有する有識者を選定の上、審査会訪問時に同行を得た。

氏名（敬称略）	所属・役職
江原 良貴	一般財団法人江原積善会 積善病院 理事長
岡部 正文	一般社団法人 ソラティオ 代表理事 相談支援センターあらかわ センター長
高木 憲司	和洋女子大学 家政学部 家政福祉学科 准教授
永岡 秀之	島根県立こころの医療センター 医療局 次長
福岡 寿	日本相談支援専門員協会 顧問
前沢 孝通	医療法人 孝栄会 前沢病院 理事長

#### E) 訪問当日の実施方法

訪問当日は、審査会の議事を傍聴した後、審査会委員及び自治体担当者等を交えた意見交換会（所要時間 1 時間半程度）を実施した。進行のタイムスケジュールについては、下表の通りである。なお意見交換会には、可能な限り審査会委員にも参加いただくことが望ましいことから、自治体との事前調整の段階で、審査会委員に対しての十分な周知を依頼した。

意見交換会は二部制とし、審査会委員向けの意見交換会を第一部、審査会事務局向けの意見交換会を第二部とした。意見交換会第一部終了時に、審査会委員にはご退出いただき、第二部は審査会事務局から忌憚のないご意見をいただける場となった。

	内容	所要時間（目安）
1	厚生労働省と都道府県担当者の打合せ	30 分程度
2	審査会の傍聴	30 分～60 分程度
3	一時休憩 (※この間、傍聴結果に係る訪問者間での 意識合わせを別室で実施)	10 分程度
4	《意見交換会・第一部開始》 出席者の紹介	2 分程度
5	厚生労働省からの挨拶・趣旨説明	2 分程度
6	有識者から審査会傍聴の感想	2 分程度
7	審査会委員から意見・質問等 (有識者による応答)	10 分程度
8	厚生労働省と有識者による審査会委員への質疑応答	20～30 分程度
9	都道府県担当者からのコメント	2 分程度
10	有識者からのコメント (意見交換会・第一部終了)	2 分程度
11	審査会委員退室	5 分程度
12	《意見交換会・第二部開始》 みずほより審査会事務局に質問	10 分程度
13	事務局より意見・質疑応答	15 分程度
14	有識者よりコメント (意見交換会・第二部終了)	5 分程度

## (エ)訪問した市町村の状況

訪問した市町村の審査判定、認定調査等の状況について、以下項目ごとに整理した。

<審査会の状況>

審査会資料	医師意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>「6. その他の特記すべき事項」は一部記載がないケースもあったが、概ね記載されていた。</li> <li>特別な医療は、認定調査との矛盾（不整合）が見られたが、審査会では特に議論は見られないケースが多かった。</li> <li>意見書の「不安定」を重視しているケースがあった。</li> </ul>
	認定調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>特記事項に判断の根拠の記載がなく、記載内容から選択が誤っていると思われるケースがあった。</li> <li>4群について、支援の必要性から調査項目を選択しているケースも見受けられたが、マニュアルとは異なった独自の基準で判断しているケースも散見された。</li> <li>調査項目の選択肢の判断が誤っていると思われたケースの中で、特に頻度が高かったものを以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 一連の行為で評価する項目において、一連の行為に着目せずに調査しているケース</li> <li>➤ 支援が必要であるかどうかで評価する項目において、エピソードのみで判断しているケース</li> </ul> </li> </ul>
	特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載量と記載内容にバラツキが見受けられた。</li> <li>特記事項には、「判断の根拠」「頻度」「実際の支援や必要とされる支援とその度合い」の記載が重要であるが、多くのケースで記載が不足していた。判断の根拠の記載がない、または、根拠としては曖昧な場合も多く、審査会委員による「一次判定の精査・確定」が困難であるケースも多かった。</li> <li>特記事項の記載内容から、誤った調査方法により選択肢を選択していると推測されるケースもあった。</li> <li>特記事項の記載内容から、調査項目間で、定義を混同していると思われるケースもあった。また、類似の調査項目について、同一の選択肢をまとめて選択しているケースが散見された。</li> <li>調査項目間で、定義を混同していると思われるケースの中で、特に頻度が高かったものを以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「1-8 歩行」と「1-9 移動」</li> <li>➤ 「1-12 えん下」と「2-1 食事」</li> <li>➤ 「2-1 食事」と「2-6 健康・栄養管理」</li> <li>➤ 「2-6 健康・栄養管理」と「2-12 調理」</li> </ul> </li> </ul>
一次判定	一次判定で活用した項目の精査・	<ul style="list-style-type: none"> <li>「一次判定で活用した項目の精査・確定」の認識や実施のない合議体があった。</li> </ul>

	確定	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査を行った認定調査員が審査会に出席し、委員からの質問に回答している審査会もあったが、質問内容は概況調査に関する事であり、一次判定で活用した項目の精査・確定は実施されていなかった。</li> <li>認定調査結果について議論し、疑義が生じたケースも見受けられたが、選択肢の修正自体は実施されていなかった。</li> <li>関連する他の調査項目の特記事項を根拠に、選択肢を修正したケースもあった。</li> </ul>
	一次判定結果の修正・確定	<ul style="list-style-type: none"> <li>「一次判定結果の修正」はほとんどの審査会で実施されていなかった。</li> <li>審査会で一次判定の修正を行うことはできない等の誤った認識が確認された。</li> </ul>
二次判定	状態像の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体的に発言が少なく、審査会委員間で意識の共有ができるないと思われる合議体や、一部の審査会委員のみが発言している合議体等もあった。</li> <li>状態像ではなく、支援者に関する事や、対象者の利用しているサービス等に重点を置いて議論される審査会もあった。</li> </ul>
	議論の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>一次判定と二次判定のプロセスが混在しており、支援の度合いを検討していない審査会もあった。</li> <li>認定調査項目の選択肢等、一次判定で既に勘案されている内容をもとに、区分を検討している審査会が確認された。</li> <li>医師意見書の身長・体重の記載や、認定調査の特記事項から、対象者の体格による支援の困難さについて、丁寧に議論を行っている審査会もあった。</li> </ul>
	不明点の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定調査員が審査会に出席し、委員からの質問に直接回答する審査会が複数確認された。一方、不明点について確認することのない審査会もあった。</li> <li>調査員や事務局への質問の中には、概況調査(利用しているサービス等)に関する内容が散見された。概況調査は、審査判定の根拠として活用できない等、事務局による確認や声掛けが必要だと思われた。</li> </ul>
	認定有効期間の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>36か月とするケースが非常に多く見られた一方、申請者の状態等から、24か月とするケースもあった。</li> </ul>
	判定ロジックについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>判定スコアが拮抗している場合に、審査会委員から発言がみられたケースもあった。</li> </ul>

	議事進行	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査対象を 2 つのグループに分け、メリハリをつけて審査を行っている審査会があった。具体的には、前回の二次判定結果と今回の一次判定結果が同じで、環境の変化もないケース(B)と、それ以外のケース(A)に分類し、審査判定を行っていた。A グループは、調査を行った認定調査員が概況調査の内容を読み上げ、委員からの質問に回答していた。B グループは、審査会委員間で、二次判定結果に異論がないかの確認のみで確定されていた。当該審査会では、事前に各委員に検討してもらった区分を集約し、その結果をもとに、合議体長が進行していく。</li> </ul>
--	------	---

＜意見交換会で挙がった主な意見＞

審査会委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>判定スコアが拮抗している場合や、前回調査と乖離があるケースは、読み込みに特に時間がかかる。</li> <li>精神障害の方は状態に波があるので、前回の調査結果も参考にしている。</li> <li>特記事項は調査員によって記載量・記載内容にバラツキがある。記載量が少ないと状態も確認できないため、せめて記載を増やしてほしい。</li> <li>部分支援の場合は特に、特記事項に、支援の度合いを記載して欲しい。</li> <li>支援が不要の場合でも、特記事項には支援不要と判断した根拠を記載してほしい。</li> <li>調査員の調査方法にバラツキが見受けられる。</li> <li>前回調査時に、支援が必要となっていた項目が、今回調査では、支援不要になっているケースについて、特記事項に何も記載がないため、なぜ支援不要になったのか確認できない場合がある。特に行動障害の場合は、支援に慣れて行動障害が減ることも多いため、支援がない状況ではどうなるかを特記事項に記載してほしい。</li> <li>医師意見書を重視しているが、必要な情報の記載がない場合や、不安定であると記載があっても「安定」が選択されている場合がある。医師意見書に記載がない病名が、認定調査で確認されることもある。</li> <li>医師意見書の特別な医療の部分に、向精神薬、薬物療法を記載する個所を追加してほしい。</li> <li>医師意見書は、普段は受診がなく、障害支援区分認定のために受診されるケースも多いため、医師が記載に苦慮している様子が感じられる。</li> <li>身体の大きい方は、支援の量も増える傾向にあるため、医師意見書の身長、体重を参考にしている。</li> <li>医師意見書と認定調査結果が乖離している場合に、判断が難しい。</li> <li>審査会プロセスについて動画で紹介してくれると分かりやすくありがたい。</li> </ul>
審査会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定調査員が研修に参加できないことも多く、事務局が都道府県研修に参加し、調査員が判断に迷う場合は、判断を手伝っている。</li> <li>内容が類似している調査項目は、判断に悩む。</li> <li>自宅・単身を想定した調査が難しい。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県向けの研修資料だけでなく、認定調査員向けにも資料を作成してほしい。</li> <li>・ 要介護認定は定期的に研修が行われるが、障害支援区分は研修が少ない。障害支援区分の調査は特に難しいため、定期的に研修を実施していただきたい。</li> </ul>
--	--

## (才)実施した助言内容

訪問先の状況に合わせ、以下の内容から適宜必要な助言を行った。

### I. 認定調査に対する助言

#### 【認定調査結果】

認定調査は全国一律の方法によって、公平公正で客観的かつ正確に行われる必要があります。認定調査の判断において、「できたりできなかつたりする場合」とは、普段はできるが、心身の状態、慣れていない状況や初めての場所によってできない場合があれば、「できない状況」を評価します。施設入所者の場合、「自宅・単身」も想定し、評価してください。

#### 【特記事項】

認定調査を行う調査員と違い、審査会委員は対象者を直接確認することができません。審査会資料一式のみで対象者をイメージしますが、特記事項に記載が不足している場合、審査会委員が審査判定に苦慮することも考えられます。

特記事項に以下の記載が増えると、審査会委員が二次判定において区分変更を決定する根拠が増え、審査判定がしやすくなります。

- ・ 調査結果の選択・判断した根拠を記載
- ・ 見守りや部分支援を選択した場合の頻度を記載
- ・ 「稀に支援、月に1回以上、週に1回以上」を選択した場合の、具体的な頻度の記載（例えば、同じ週に1回以上でも週に1日と週に4日では違いがあります）
- ・ 実際の支援の内容を記載
- ・ 全面支援の場合の状況を記載
- ・ 支援が不要と判断した場合も、支援が不要である状況について記載
- ・ 行動上の障害が生じないために行われている環境整備や配慮、支援の困難さや緊張感の記載（特に頻度が低い場合の緊張感が伴う支援の状況は記載が必要）
- ・ 自宅や単身を想定した記載
- ・ できる時とできない時がある場合は、「できない場合」に基づき判断し、状況を記載
- ・ 初めてのことや慣れていない状況を含めて判断して状況を記載
- ・ 判断に迷った場合は迷った状況を記載
- ・ 前回はあったが今回はない状況の記載

## II. 審査会委員への助言

### 【一次判定の精査・確定】

議事進行を行う審査会委員は、審査会において各委員に一次判定で使用している認定調査、医師意見書に不整合や疑義がないか確認し、ない場合は一次判定確定を事務局に伝えてください。一次判定で活用した項目に不整合や疑義がある場合は、特記事項等を確認、または事務局に確認し、必要があれば認定調査結果を変更し、事務局に修正した調査結果で再度コンピュータ判定を行うよう依頼してください。

調査員や医師への確認が必要な場合、審査会当日では不明点に対して回答が得られないことがあります。市町村審査会訪問事業では、以下の事例が確認されています。

- ・事前に各委員より質問を受け付け、事務局にて回答を準備し、調査結果が変更される場合は審査会前にコンピュータで再判定を実施。疑義の内容と結果は審査会の場で事務局より発表する。
- ・審査会会場にパソコンを持ち込み、審査会の場で各委員が一次判定について議論し、認定調査に修正が必要なケースでは、事務局にコンピュータ判定を依頼して結果を確認する。
- ・審査会会場にパソコンを持ち込めないケースでは、審査会に出席しない担当者が自席に待機し、審査会の場において確認された一次判定修正があれば事務局より自席待機の職員に連絡し、コンピュータで再判定を実施する。

### 【二次判定】

障害支援区分はどこに住んでも平等に公平にサービスを利用できるようにするための指標です。二次判定では、前回の調査結果やサービスの内容、要介護認定の結果から一次判定の区分を変更することはできません。必ず、一次判定において使用されていない医師意見書の項目、特記事項の内容から区分変更の根拠を確認してください。特に、一次判定には具体的な支援の困難さや緊張感等が含まれていませんので、特記事項より、認定調査の選択肢で評価されている内容以外の支援の困難さ、見守りの場面での緊張感等から必要とされる支援の度合いを確認し、二次判定の区分を確定させてください。「前回の調査結果」は、症状の進行状況、状態の変化の確認に使用し、審査判定は今回の調査結果をもとに実施してください。

一次判定の区分を変更した場合は、変更の根拠を明確に審査会事務局に示してください。

### 【認定有効期間】

認定有効期間については、ケースごとに「現在の状況がどの程度継続するか」を確認し、決定してください。

※市町村審査会の合議体は、各分野の均衡に配慮した構成となっています。審査会資料は各委員が事前に読み込み、疑義があれば事前に確認していますが、それぞれの専門分野によって視点は多少なりとも違うものです。市町村審査会の場では、各委員の疑義内容や確認結果を発言し、合議を行ってください。そうすることによってそれぞれの専門分野の視点が共有でき、新任審査会委員のレベルの向上にも繋がります。

### III. 審査会事務局への助言

審査会委員が必要とする情報がどんなものかは、認定調査員にはわかりにくいものです。認定調査員が審査会に出席し、審査会の場で必要とされる情報を確認することで、特記事項に審査判定の根拠となる情報が増えます。また事務局、審査会委員、認定調査員の意見交換会や、事務局にて認定調査員向けに勉強会を実施し、審査会意見のフィードバックを行なっている自治体もあり、審査判定プロセスや認定調査員の判断及び特記事項のレベルの向上に繋がっています。委託先調査員向けには、年に数回でも、審査会意見のフィードバック資料の配布等を行なっていただくことも有効だと思われます。

認定調査と医師意見書の不明点、不整合についての確認は、審査会委員による確認で確定させるのですが、事務局において事前に確認する作業が重要となっております。日々の業務で大変お忙しく、件数も増加する中での対応の困難さは訪問において確認させていただいておりますが、障害支援区分認定状況の全国的なばらつきを抑えることは、正しい一次判定から始まります。また、審査会の場においては、事務局より申請者や審査判定に関する情報提供を行い、区分を変更する際の明確な根拠の確認についてご発言いただくことも大変重要となっております。

審査会の議事進行では、概況調査、医師意見書、認定調査結果の読み上げを行うことで状態像を共有していると考えられますが、審査会プロセスが明確に区別されていない場合、読み上げから二次判定が始まり、概況調査票の支援者やサービスの利用状況、一次判定に加味されている情報（全面支援が増えた、多い等）が二次判定に含まれてしまうことも考えられます。読み上げが不適切なわけではありませんが、審査時間の短縮のために概況調査の読み上げについて割愛を提案する、または議事進行を事務局で担当し、必要最低限の情報で審査判定に入っていただき、ケースごとに一次判定、二次判定を確定し、有効期間の確認を行うといった方法も効果的です。

## (力)審査会訪問により把握された課題

### ①認定調査にかかる課題

#### ■認定調査について

当時の審査会資料は、事前に審査会事務局より送付していただき、十分に内容を精査したうえで訪問を行った。事前の確認では、一連の行為で評価する項目が一連の行為以外の理由で選択されている、支援が必要かどうかで評価する項目がエピソードのみで選択されている、特記事項と選択肢に不整合がある等、認定調査の単純なミスや、それぞれの項目の判断基準とは異なった基準で選択されているケースが散見された。認定調査員が判断に迷ったケースや、判断が難しいケースは審査会委員の専門的な視点で判断する必要があるが、ある程度の単純なミスは、事前に事務局において確認し、修正する必要がある。認定調査員に対する現任認定調査員向けの研修が必要であるとともに、認定調査結果のダブルチェックを行う体制が必要である。

#### ■特記事項について

特記事項の記載内容、記載量のバラツキ、判断の根拠、支援の度合いの記載といったこれまで確認された課題は引き続き課題である。前年度に引き続き、今年度も審査会委員が認定調査員に指導し、認定調査員の特記事項記載のスキルが向上した事例が確認された。審査判定で必要とされる情報を審査会委員の意見としてとりまとめ、認定調査員にフィードバックすることは効果があると考えられる。審査会事務局が審査会委員と認定調査員の橋渡し役、調整役として機能する必要がある。

調査項目と記載されている特記事項の内容が合致していないと思われるケースが散見された。他の調査項目に記載すべきか、対応する項目がない場合は「6. その他の特記」に記載すべきか、個別に判断する必要があるが、一部のケースはマニュアルを読み込むことで対応できると考えられた。適切な認定調査に向けた、認定調査員の意識の底上げも必要である。

他に、特記事項の記載内容が定型文のように使用されているケースが見られ、特記事項をコピーして使用していることが考えられた。実際同じ状態、同じ支援が必要であれば問題ないが、対象者や状態像が違う場合でも、同じ状態像のように見えてしまうことや、個々の必要とされる支援の度合いが審査会委員に伝わらない可能性も考えられる。特に、記載内容はある程度ボリュームがあり丁寧に記載されている場合に見られるため、一見しっかり記載されているように見える。今後、検証の必要が考えられる。

「6. その他」の特記事項に記載していただくことで、調査項目に落とせない支援の度合いを審査会に伝えることが可能である。「6. その他」の記載が充実するとさらに良いと思われた。

### ②市町村審査会にかかる課題

#### ■審査会の議事進行の標準化

今年度の訪問先では、審査会のプロセスを適切に実行している合議体は、ほとんど確認できなかった。一部の審査会委員のみが発言し、全体での議論が少ない審査会が確認された。委員はそれぞれ専門性が違うため、専門家としての視点を共有し合議していただく必要がある。

「一次判定の精査・確定」は二次判定を行ううえで大変重要であるが、ほとんどの審査会で「一次判定の精査・確定」の実施は見られず、認識していないことが確認された。

研修資料別冊として作成した「審査会プロセス」を事務局に配布したが、今後も引き続き、スタンダードな議事進行を伝えるべく、検討を行う必要がある。

## ■審査判定について

「一次判定の精査・確定」は、認定調査について知識がなければ適切な実施が困難である。審査会委員が認定調査員向け研修に参加することで、「一次判定の精査・確定」がより適切に実施されることが期待される。

二次判定では、支援の度合いについて触れてはいるが、本人の生活のしづらさ、利用しているサービスの状況、前回より選択されている項目が増えている、前回より全面支援が増えている、といった事項を根拠として、状態が悪化しているかどうかを熱心に議論しているケースが複数見られ、支援の度合いの議論が見られない審査会もあった。

二次判定において支援の度合いについての議論がほとんど見られない理由は、審査会委員が重視するポイントにもよるが、認定調査の特記事項に具体的な支援の度合いの記載が少ないことも原因として考えられる。

対象者ごとに、医師意見書、認定調査の一次判定に含まれる内容や特記事項について、委員による読み上げが熱心に行われ、議論内容が調査結果や支援者の状況、利用しているサービス等に終始しているケースが複数確認された。適切な審査判定が実施できているか、改めて確認する必要が考えられた。

審査判定では医師意見書の「不安定」を重視しているという意見も複数あったが、意見書の「不安定」は「症状（障害の直接の原因となっている傷病）としての安定性」を評価しているので、支援の度合いとして明確な根拠になるか、障害支援区分の二次判定について改めて確認していただく必要も考えられた。

認定有効期間は、ほとんどのケースで36ヶ月を採用しており、区分変更申請で対応することも可能であるが、その判断が行えないケースも考えられるため、個別のケースにおいて検討する必要がある。

前年度に引き続き今年度も審査会委員、事務局から、審査会プロセスを含め、適切な進行、審査判定の例を動画で観たいという要望があった。

## ■障害支援区分認定に係る主な意見

医師意見書、認定調査の特記事項は記載内容、記載量にバラツキがあり、内容、記載量ともに向上を求める意見が複数あった。他に、前回調査時に支援が必要な項目が支援不要になった場合、特記事項に支援不要とした根拠を記載してほしい、支援に慣れて支援が不要になったのではないか確認し、適切な調査を行ってほしい、といった意見が複数あった。

審査会委員による精神障害に対する考え方については、今年度も様々な意見があったが、審査判定が難しいという意見や、認定調査時に精神障害の症状の波について調査してほしいという意見が複数あった。

## ③事務局にかかる課題

### ■事務局による議事介入と認定調査員への指導

適切な審査判定やプロセスの実施のために、事務局が審査判定時に意見を述べることは重要であるが、審査判定の場では適切な介入は見受けられなかった。審査判定の場で事務局から個別の審査会委員に意見を述べることが難しい場合は、事務局主催の委員向け研修や意見交換会の実施が必要だと考えられる。都道府県実施の審査会委員向け研修に審査会委員の参加が難しい場合は、審査会

事務局が参加し、伝達研修を行う等の周知も必要である。

認定調査結果は、調査を行った調査員以外の調査員や、事務局によるダブルチェックを行う必要がある。ダブルチェックの際はマニュアルと照らし合わせて実施し、調査上の単純ミスや思い込みによるミスを修正し、調査員や事務局が判断に迷った項目は特記事項に詳細な記載を確認のうえ不足していれば追記する。審査会の場で、ケースごとに事務局から審査会委員に判断を依頼し、審査会で一次判定を確定する流れを作る等、適切な審査会の運営に向けて事務局が舵を取ることも重要である。

#### ■審査会会場へのパソコンの持ち込み

「一次判定の精査・確定」を行ううえでは、審査会会場へのパソコンの持ち込みが望ましいが持ち込んでいないケースが多く、持ち込めない場合の対処法を、今後も引き続き周知していく必要がある。

### ④その他の課題

#### ■医師意見書の精度向上

医師意見書の選択肢と認定調査結果に矛盾（不整合）がある場合、医師意見書の判断基準と、認定調査員の判断基準は異なっているため、判断が難しいケースも見受けられる。また、医師意見書では、選択肢ごとに特記事項を記載する様式ではないため、選択肢の選択が適切なのか確認しづらいことも考えられる。医師意見書の選択肢と認定調査結果に矛盾（不整合）がある場合には、審査会の開催前に、事務局から認定調査員へ確認し、場合によっては意見書を記載した医師に確認する必要もあるが、そのような対応をしている事務局はそれほど見受けられない。

過去の審査会訪問事業において確認された事例であるが、医師意見書の記載不足等について病院の事務担当者に連絡し、調整を続けた結果、医師の意識も向上したというものがあった。

### ⑤訪問先抽出条件にかかる課題

#### ■平均一次判定区分が全国値に比べて、高い又は低い自治体

平均一次判定区分が全国値と比べて乖離がある場合は、認定調査員のスキルの違いや判断基準に独自ルールがあることや、その他の地域特性（地域内のサービス資源等）が原因として考えられる。

「一次判定の精査・確定」のプロセスはあるが、平均区分が全国値から乖離している場合は、認定調査の判断基準に独自ルールや誤りはないか、ない場合は地域特性があるかどうか、事務局において確認することで課題の把握につながる可能性がある。

#### ■二次判定における変更割合が全国値と比べて乖離している自治体（上位変更割合が減少している自治体）

二次判定における下位変更割合が全国値と比べて高い自治体は、新型コロナウイルス感染症対策のため訪問が行われなかった。上位変更割合が全国値と比べて高い自治体では、当日のケース 26 件中 5 件が上位に変更された。変更理由は事務局において取りまとめられるが、審査会の場では変更の理由が曖昧である、一次判定に含まれている情報が変更の理由となっているケースが見受けられた。特記事項の改善と「一次判定の精査・確定」が適切に実施されれば、平均一次判定区分と全国値との乖離が解消され、支援の度合いにポイントを置いて審査することで、上位変更割合が減少

すると推測される。

■障害支援区分認定の適正化に向けて、自治体独自の取組を実施している自治体  
認定調査に独自の取り組みを行っている自治体は、新型コロナウイルス感染症対策のため訪問できなかった。

■都道府県が実施する障害支援区分関連研修に参加した調査員や審査会委員が所属する自治体  
今年度、都道府県が実施した研修に参加した認定調査員、事務局に対して意見を確認したところ、事例を含めて講義を行った県では、事例が大変参考になったとの意見があった。他には要介護認定と障害支援区分の違いについて知ることができた点を評価していた調査員が複数見られた。また、グループワークのディスカッションが勉強になった、特記事項が大切であることが学べたというプラスの意見がある反面、認定調査項目について、全項目を細かく講義する時間がないため、もっと項目について説明が欲しかった、申請者の気分を害さない質問方法について教えてほしかった、という意見があった。

## 課題の総括

今年度は、適切な審査会プロセスの実施と審査判定方法について、改めて周知が必要な状況であることが確認された。

認定調査については、審査会前に精査が必要なケースが多く見受けられ、特記事項の記載不足、記載誤りが確認された。一方で審査会委員が認定調査員を育て、スキルが向上している事例も確認された。

適切な審査会運営に向けて、審査会事務局が認定調査、審査会に介入することや、認定調査員、審査会委員の調整役として意見交換会の実施を推奨したい。

各自治体の審査会運営の課題はそれぞれ異なるが、課題があることを認識していることが少なく、課題を把握していない状況では改善は非常に困難である。都道府県の対応としては定期的に研修を実施し、新任・現任問わず、多くの認定調査員、審査会委員、医師意見書を記載する医師が受講することが重要であるが、今後は研修の実施以外に、都道府県でも管内自治体の審査会運営を確認する等、何らかの取り組みが必要だと考える。各自治体が課題を把握すること、そして課題の改善に向け、都道府県からの支援も必要である。

## (キ)今後実施すべき事項

今年度の審査会訪問事業により把握された課題を踏まえ、今後実施すべき事項を以下に整理した。

### ■ 審査会訪問事業の効果検証

- ・ 過去の審査会訪問事業で訪問した自治体について、その後の改善状況を調査すべきである。特に調査すべきと思われる項目を以下に示す。
  - 認定調査の特記事項の記載内容、審査判定プロセスの実施状況、平均一次判定区分・平均二次判定区分・上位/下位区分への変更割合、等
- ・ 審査会訪問事業の効果を可視化するとともに、より効果的な訪問方法を示すことができれば、各都道府県においても同様の取組を実施して頂きやすくなると考えられる。

### ■ 審査判定プロセスの実施状況に関する実態調査

- ・ 審査会の訪問前に、審査会の開催形態や、審査会委員の属性、審査会事務局の取組状況等について、事前に調書調査を行っていた。今後は、審査会訪問事業の対象自治体のみに調査するのではなく、全国の市区町村を対象に、審査会の実態を把握すべきである。
- ・ 審査判定プロセスを正しく認識できていない自治体では、審査判定プロセスを適切に実施していなくても、数年間同じように継続実施していることで、事務局職員も既に交代となっており、現在の実施方法がマニュアルに沿った方法と考え、調査票においては「実施している」と回答する可能性も考えられる。審査判定プロセスの認識・実施がない自治体と、認識・実施がある自治体を分類できるような調査項目を作成する必要がある。

### ■ 審査会関係者に対する障害特性への理解の促進

- ・ 今年度の審査会訪問事業において、疾病と障害が併存する場合が多い精神障害について、特に審査判定に苦慮する場合が多いという意見が審査会委員より挙がった。認定調査員が、精神障害の症状の波について調査し、特記事項に記載することで、審査会委員が二次判定を検討しやすくなると考えられるが、特記事項の記載内容にはバラツキがあるのが現状である。そのため、認定調査員を含む審査会関係者に、障害特性、特に、精神障害の特性への理解を促進するような取組が必要である。

### ■ 市町村間の好事例の横展開

- ・ 過去の審査会訪問事業で訪問した自治体の中には、認定適正化に向けて積極的に取り組んでいる自治体や、医師会等の地域関係者も巻き込んで先進的な取組を実施している自治体も見受けられた。そのような取組を全国的に調査し、好事例を収集するとともに、都道府県・市区町村に向けて広く周知することで、市町村間の好事例の横展開を推進していく必要がある。

### ■ 都道府県の機能強化

- ・ 認定調査員や審査会委員、医師意見書作成医師への研修は、都道府県職員が担うことが多い。そのため、認定調査や審査判定の適正化を推進するためには、認定調査員・審査会委員の能力向上だけでなく、指導者層である都道府県職員の能力向上も必須となる。
- ・ 各都道府県においては、管内市区町村の審査会の運営・実施状況を定期的に確認し、技術的な

助言を行う等、認定適正化に向けた更なる取組が期待される。

- 各都道府県が、管内市区町村の認定調査・審査判定の状況を簡便に把握するためには、認定調査データ・審査判定データのバラツキ状況（全国値・同規模自治体からの乖離）等を市区町村単位で示したデータの整備が必須である。

## (ク)[参考]訪問前の事前調査票の様式

訪問先の市町村に対して実施した事前調査の調査票様式を以下に示す。

### 障害支援区分認定適正化に係る調査研究 「令和元年度市町村審査会訪問事業」 事 前 調 査 票

都道府県名					
自治体名					
担当課名					
担当者名(フリガナ)					
電話番号					
審査会資料の本訪問事務局への発送予定日※					

※資料一式は当事務局に到着後コピーをし、有識者、厚生労働省及び都道府県へお送りしますので、可能な範囲で早めに発送いただけますと幸いです。

#### 問1 審査会委員の資格について

現在の審査会委員の資格別人数を入力してください。(1名につき複数該当する場合は、市町村として委員を任命するにあたって考慮した資格1つについて回答してください。)

訪問合議体についてご入力いただき、合議体が複数ある場合は、「その他の合議体」欄にご入力ください。

※合議体数の合計は6人未満となります。

合議体名	訪問合議体	その他合議体					
		<<単位・人>>					
1 医師(内科)							
2 医師(小児科)							
3 医師(整形外科)							
4 医師(精神科)							
5 医師(その他の診療科)							
6 歯科医師							
7 薬剤師							
8 保健師							
9 看護師							
10 介護福祉士							
11 社会福祉士							
12 精神保健福祉士							
13 理学療法士							
14 作業療法士							
15 言語聴覚士							
16 介護支援専門員							
17 相談支援専門員							
18 社会福祉主事							
19 臨床心理士							
その他の資格等 (学識経験者、当事者関係者もご入力ください)							
20 (資格等を入力)							
21 (資格等を入力)							
22 (資格等を入力)							
23 (資格等を入力)							
24 (資格等を入力)							
合議体長の資格番号 (上記の1~24の番号を入力してください)							
開催最低委員数	入力不要→						
合計人数	入力不要→	0	0	0	0	0	

※合議体数の合計は6人未満となります。

## 問2 認定調査員の状況について

- (1) 現在の認定調査員の保有する資格別の人数について入力してください。（1名につき複数該当する場合は、市町村として調査員を任命するにあたって考慮した資格1つについて回答してください。） 《単位：人》  
 ※広域連合等で認定調査を実施していない場合は未入力のままで結構です。

	自治体職員	委託先調査員
1 保健師		
2 看護師		
3 准看護士		
4 理学療法士		
5 作業療法士		
6 言語聴覚士		
7 精神保健福祉士		
8 介護福祉士		
9 社会福祉士		
10 介護支援専門員		
11 相談支援専門員		
12 社会福祉主事		
13 臨床心理士		
14 ヘルパー1級		
15 ヘルパー2級		
16 保育士		
17 医療、介護、福祉関係者の資格を保有していない		
委託している場合で、委託先調査員の資格別人数を把握していない場合は「17」に合計人数を入力してください。 委託先の正確な人数を把握していない場合は、おおよその人数でも構いません。また、備考欄にその旨入力してください。		
その他の資格等		
18 (資格等を入力)		
19 (資格等を入力)		
20 (資格等を入力)		
合計人数 (入力不要)	0	0
《備考(自由入力欄)》		

- (2) 認定調査の実施状況を回答してください。委託を行っている場合は自市区町村の調査員と、委託先調査員の実施割合を回答してください。

	認定調査の実施状況 プルダウンより選択	委託している場合の実施割合 何割実施しているか入力
1 自市区町村	(選択してください)	割
2 相談支援事業所	(選択してください)	割
3 市町村事務受託法人	(選択してください)	割
4 障害者支援施設	(選択してください)	割
5 その他(自由入力可)	(他にあれば入力してください)	割
6 備考(自由入力欄)		

※広域連合等で医師意見書の入手を実施していない場合は未入力のままで結構です。

(1) 医師意見書の依頼状況について回答してください。(おおよそで結構です)

① 主治医に依頼	割程度	①、②合わせて10割となるようご回答ください
② 主治医以外に依頼	割程度	
③ 主治医以外に依頼する状況について回答してください。  ※主治医以外に依頼する件数に占める、a~fそれぞれのおおよその割合をご回答下さい。	a)施設入所者は施設の嘱託医に依頼している	割程度
	b)決まった医師に依頼している	割程度
	c)決まった病院に依頼している	割程度
	d)住居近くの病院を探して依頼している	割程度
	e)申請者の希望する医師に依頼している	割程度
	f)その他	割程度
	他の依頼方法を右欄に入力してください	

a~f合わせて10割となるようご回答ください

(2) 他の診療科の意見書が必要な場合の対応について入力してください。

① 重複障害を有する場合等、複数診療科を受診する対象者について、他の診療科からの意見書の入手状況について、該当する番号を選んでください。	該当項目に○を1つ選択してください	
	1.すべてのケースで入手している	(選択してください)
	2.一部のケースで入手している	(選択してください)
	3.行っていない	(選択してください)
② 重複障害に關係なく、意見書を依頼する医師が特定の項目について入力できないと申し出がある場合の対処方法についてプルダウンより回答してください。 (例：主治医が内科医であり、「3. 行動及び精神等の状態に関する意見」の入力ができないと申し出がある場合等)	該当項目に○を選択してください (複数選択可)	
	1.何とか入力をお願いしている	(選択してください)
	2.入力可能な他の医師に依頼している	(選択してください)
	3.入力できない項目を「なし」と判断している	(選択してください)
	4.その他	(選択してください)
③ 上記②にて「4.その他」と回答した場合、状況を入力してください		
④ 重複障害を有する場合等、複数診療科を受診する対象者について、各診療科から意見書を入手する以外に、当人の障害の特性を適切に踏まえた審査判定を行う上での対応方法・工夫点等があればご入力ください。		

«備考(自由入力欄) »

#### 問4 審査会資料の配布状況について

<p>① 審査会開催前に各審査委員に配布する資料の種類について該当する項目に「○」を選択してください (複数選択可)</p>	<table border="1"> <tbody> <tr><td>1. 審査会資料</td><td>(選択してください)</td></tr> <tr><td>2. 医師意見書</td><td>(選択してください)</td></tr> <tr><td>3. 認定調査票</td><td>(選択してください)</td></tr> <tr><td>4. 特記事項</td><td>(選択してください)</td></tr> <tr><td>5. 概況調査票</td><td>(選択してください)</td></tr> <tr><td>6. サービス利用状況票</td><td>(選択してください)</td></tr> <tr><td>7. その他</td><td>(選択してください)</td></tr> </tbody> </table>	1. 審査会資料	(選択してください)	2. 医師意見書	(選択してください)	3. 認定調査票	(選択してください)	4. 特記事項	(選択してください)	5. 概況調査票	(選択してください)	6. サービス利用状況票	(選択してください)	7. その他	(選択してください)
1. 審査会資料	(選択してください)														
2. 医師意見書	(選択してください)														
3. 認定調査票	(選択してください)														
4. 特記事項	(選択してください)														
5. 概況調査票	(選択してください)														
6. サービス利用状況票	(選択してください)														
7. その他	(選択してください)														
<p>「7.その他：○」を選択した場合、配布資料を具体的に入力してください</p>															
<p>② 審査会開催前に各審査会委員に資料を配布する方法に「○」を選択してください</p>	<table border="1"> <tbody> <tr><td>1. 郵送</td><td>(選択してください)</td></tr> <tr><td>2. 宅配便</td><td>(選択してください)</td></tr> <tr><td>3. Eメール</td><td>(選択してください)</td></tr> <tr><td>4. 手渡し</td><td>(選択してください)</td></tr> <tr><td>5. その他</td><td>(選択してください)</td></tr> </tbody> </table>	1. 郵送	(選択してください)	2. 宅配便	(選択してください)	3. Eメール	(選択してください)	4. 手渡し	(選択してください)	5. その他	(選択してください)				
1. 郵送	(選択してください)														
2. 宅配便	(選択してください)														
3. Eメール	(選択してください)														
4. 手渡し	(選択してください)														
5. その他	(選択してください)														
<p>他の場合の配布方法をご入力ください</p>															
<p>③ 審査会開催前に各審査会委員に資料を配布する時期を回答してください  ※例※ 審査会開催前の 5 営業日前に発送</p>	<p>審査会開催の (選択) (選択してください) に (選択してください)</p>														

※備考(自由入力欄)※

## 問5 審査会の状況について

(1) 訪問予定の合議体における、一次判定結果の精査・確定について、該当する番号を選択してください。

① 一次判定で活用した項目（※1）の選択状況について、各項目間や特記事項、一次判定で活用されていない医師意見書項目の内容と不整合はないか確認していますか	(選択してください)
② 一次判定で活用した項目の修正を検討していますか	(選択してください)
③ 一次判定で活用した項目を一部修正する場合の根拠は適切ですか（※2）	(選択してください)
④ 一次判定で活用した項目に疑義がある場合、再調査を検討していますか	(選択してください)

※1 一次判定で活用した項目とは、以下を指します

認定調査員項目である80項目と、以下に示す医師意見書の一部項目

- ・麻痺（左右：上肢、左右：下肢、その他）
- ・関節の拘縮（左右：肩・肘・股・膝関節、その他）
- ・精神症状・能力障害二軸評価（精神症状評価、能力障害評価）
- ・生活障害評価（食事、生活リズム、保清、金銭管理、服薬管理、対人関係、社会適応を妨げる行為）
- ・てんかん

※2 一次判定の修正の根拠については、「市町村審査会委員マニュアル」（IV審査判定の進め方、2.一次判定の確定）をご参照ください

(2) 訪問予定の合議体における、審査判定の状況について、該当する項目を選択してください。

① 具体的な対象者の状態像について、委員間で議論することにより意識共有を図っていますか	(選択してください)
② 必要な支援の量に基づいて評価していますか	(選択してください)
③ 区分変更する場合には、申請者の状態像に基づいて検討していますか（サービスや前回の区分等、不適切な根拠で区分変更していないか）	(選択してください)
④ 認定調査等の内容について不明な点がある場合は、事務局や関係者等に確認していますか	(選択してください)
⑤ 必要があれば、事務局は議事への介入を行っていますか（申請者に関する情報提供等）	(選択してください)
⑥ 認定有効期間の検討を、個別のケースごとに実施していますか	(選択してください)
⑦ 各事例の判定にかかる時間は十分に確保されていますか	(選択してください)
⑧ 一次判定の仕組み（判定ロジック）を考慮して審査していますか	(選択してください)
⑨ 審査判定における課題があれば入力してください。	

(3) 合議体が複数ある場合は、合議体間のばらつきについてご回答ください。(合議体が1つの場合は回答不要です。)

① 上記(1)、(2)のいずれかの項目において、合議体間にばらつきはありますか	(選択してください)	
② 上記①にて、「1. ある」、「2. 一部の合議体である」を選択した場合、上記(1)、(2)の中ではばらつきがある項目に「○」を選択してください (複数回答可)	(1) ①	(選択してください)
	(1) ②	(選択してください)
	(1) ③	(選択してください)
	(1) ④	(選択してください)
	(2) ①	(選択してください)
	(2) ②	(選択してください)
	(2) ③	(選択してください)
	(2) ④	(選択してください)
	(2) ⑤	(選択してください)
	(2) ⑥	(選択してください)
	(2) ⑦	(選択してください)
	(2) ⑧	(選択してください)
③ 合議体間のばらつきについて、(1)、(2)以外にあれば入力してください 例：審査判定プロセスの違い等		

## 問6 認定調査の状況について

(1) 認定調査の課題があれば、具体的にご入力ください。(ばらつきの状況は(2)にご入力ください)

(2) 貴審査会事務局から見て、調査員による認定調査のばらつきはどのような状況か、具体的にご入力ください。

① 調査項目の選択基準のばらつきの状況

② 特記事項の記載内容のばらつきの状況

(3) 認定調査のばらつきをなくすための取り組みを行っていれば、具体的にご入力ください。

## 問7 事務局運営と状況について

※広域連合等の場合で入力できない項目は未入力のままで結構です。

- (1) 認定調査及び医師意見書における工夫点について回答してください。具体的な内容があれば、備考欄に入力してください。

① 事前に調査結果、特記事項の不明点や齟齬について調査員に確認し、必要があれば修正を行っている	(選択してください)	〔備考〕
② 認定調査員ごとの認定調査結果のバラつきを把握し、認定調査員に対して確認や指導等、必要な対処を行っている	(選択してください)	〔備考〕
③ 【面接技術の指導】認定調査時に必要に応じて本人、家族、施設等複数人に確認している（行政職員と委託先とで対応が異なる場合は備考欄に入力してください）	(選択してください)	〔備考〕
④ 【面接技術の指導】認定調査時に必要に応じて、確認相手により質問を工夫している（行政職員と委託先とで対応が異なる場合は備考欄に入力してください）	(選択してください)	〔備考〕
⑤ 医師意見書の入力不備等の確認を行っている	(選択してください)	〔備考〕

- (2) 事務局運営における工夫点について回答してください。備考欄に具体的な内容、実施ベース等に入力してください。

① 新任調査員に対する研修、サポート状況について、該当の項目に「〇」を選択してください (複数回答可・行政職員と委託先とで対応が異なる場合は他の状況欄に入力してください)	1. 経験のある調査員が実施する認定調査に一定期間同行して見学する機会を与えている  2. 初めて本人が実施する認定調査には、経験のある調査員が同行して調査の進め方等をチェックしている  3. 都道府県が実施する初任者研修以外に、市町村として独自に研修機会や学習素材を提供している  4. 審査会を傍聴する機会を作っている  5. その他	(選択してください)
「5. その他」を選択した場合 状況についてご入力ください		
② 【認定調査の委託を行っていない場合】自治体調査員に独自研修を行っている	(選択してください)	〔備考・開催ベース〕
③ 【認定調査の委託を行っている場合】認定調査員向けに独自研修を実施している	(選択してください)	〔備考〕
④ 【上記②または③にて「独自研修を行っている」と回答した場合】独自の研修資料を作成している	(選択してください)	〔備考〕
⑤ 認定調査員向けに独自の認定調査用資料を作成している（上記④の研修資料は除く）	(選択してください)	〔備考〕
⑥ 認定調査員が審査会に出席している	(選択してください)	〔備考〕
⑦ 【上記⑥において、「1. 常時出席している」、「2. 必要に応じて出席している」と回答した場合】認定調査員の出席状況について選択してください	(選択してください)	〔備考・その他の状況〕
⑧ 認定調査員に、審査会結果、認定調査に対する委員の意見をフィードバックしている	(選択してください)	〔備考〕
⑨ 審査会委員に独自研修を行っている	(選択してください)	〔備考・開催ベース〕
⑩ 【上記⑨にて「1. 行っている」と回答した場合】独自の研修資料を作成している	(選択してください)	〔備考〕
⑪ 審査会委員向けに独自の審査判定用資料を作成している（上記⑩の研修資料は除く）	(選択してください)	〔備考〕
⑫ 【複数会議体の場合に選択してください】会議体間の意見交換会を行っている	(選択してください)	〔備考・開催ベース〕
⑬ 【複数会議体の場合に選択してください】会議体間の委員のシャッフル、合議体長の交替等、独自の取り組みを行っている	(選択してください)	〔備考・取り組みの内容〕
⑭ 審査会委員、調査員、事務局で意見交換会を行っている	(選択してください)	〔備考・開催ベース〕
⑮ 他市区町村と意見交換会を行っている	(選択してください)	〔備考・開催ベース〕
⑯ 上記以外の独自の取り組みがありましたご入力ください		

## 問7 事務局運営と状況について(続き)

- (3) 貴審査会事務局と、認定調査員との関係性について選択し、状況についてご入力ください。

選択	関係性は良好である
選択	関係性はまあまあ良好である
選択	関係性はあまり良くない
選択	直接やりとりすることはない

関係性について、一部の調査員に対する状況や、意見しにくい、意見を聞き入れてもらえない等があれば、状況をご入力ください。

- (4) 貴審査会事務局と、審査会委員との関係性について選択し、状況についてご入力ください。

選択	関係性は良好である(全会議体)
選択	関係性はまあまあ良好である
選択	関係性はあまり良くない

関係性について、一部の委員に対する状況や、意見しにくい、意見を聞き入れてもらえない等、状況をご入力ください。

- (5) 当事業の有識者による助言の優先順位と希望する助言の強さを選択してください。

可能な範囲でご希望を考慮しますが、強めを希望される場合でも、当事業の範囲内での助言となります。  
適正化に向けて強めに助言することで、貴審査会と審査会委員、または認定調査員との関係性が悪化する懸念がある場合は、「控えめを希望」を選択してください。  
また、進行状況によっては十分な助言の時間がないことや、優先順位が前後することもございますのでご承知ください。

希望する助言 1番目	選択	希望する強さ 1番目	選択
	選択		選択
希望する助言 2番目	選択	希望する強さ 2番目	選択
	選択		選択
希望する助言 3番目	選択	希望する強さ 3番目	選択
	選択		選択
希望する助言 4番目	選択	希望する強さ 4番目	選択
	選択		選択

その他についてや助言に対する要望等があればご入力ください。

問8 審査会運営上の課題や困難点等がございましたら、自由に入力してください。

問9 貴自治体への審査会訪問に関して、ご要望等ございましたら入力してください。

問10 広域連合等や合同開催の場合で、他市町村において確認されている課題等がございましたら入力してください。

設問は以上です。ご回答まことにありがとうございました。

ご提出から審査会訪問までの間に、新たにご連絡すべき事項がありましたら  
再提出していただいても問題ございません。

### (3). 効果的な研修のあり方に係る検討

#### (ア) 実施目的

前述の障害支援区分研修担当者全国会議、市町村審査会訪問事業を通して、研修の実施手法、効果的・実践的な研修内容について検討を行い、効果的な研修のあり方を検討する。

#### (イ) 検討方法

以下の手順で検討を行った。

- I. 都道府県担当者向け研修会で回収した参加者アンケートの集計、分析を行い、平成30年度障害支援区分調査等業務で作成された研修資料の改善点の把握および研修カリキュラムの要件等について把握する。
- II. 市町村審査会訪問事業における審査判定状況に関する分析を行い、各市町村が抱える審査判定における課題等を抽出し、研修内容に反映させるべき点を把握する。
- III. 市町村審査会訪問事業において、審査会委員や審査会委員や事務局から挙がった意見の整理を行い、より効果的な研修のあり方について検討する。

#### (ウ) 検討結果

障害支援区分研修担当者全国会議で回収した参加者アンケートや、市町村審査会訪問事業で把握した意見をもとに、後で示す検討委員会で議論を行った結果、効果的な研修を行うにあたって特に重要な課題として、以下項目が考えられた。

- ・平成30年度障害支援区分調査等業務において作成された研修資料は、認定調査員マニュアルや審査会委員マニュアルの内容を網羅しているが、資料の分量が多いため、メリハリをつけた研修の実施が難しい可能性がある。特に、研修資料一認定調査員編一の頁数が多い。
- ・障害支援区分関連研修を担当する講師に対して、研修資料のどの部分を特に強調して講義すべきか分かる資料があれば、より講義がしやすいのではないか。（障害支援区分研修担当者全国会議の参加者アンケートにおいて、講師向けの資料に対する要望も多かった。）
- ・過去の障害支援区分関連事業におけるアンケート調査・審査会訪問事業で把握されている「認定調査員が判断に迷いやすい認定調査項目」・「選択肢の判断を誤りやすい認定調査項目」について、研修資料で強調すべきではないか。

## (エ)障害支援区分関連研修を担当する講師向け資料の作成

(ウ)での検討結果をもとに、障害支援区分関連研修を担当する講師向けに、下記資料を作成し、都道府県・政令指定都市の障害支援区分研修担当者へメールで配布を行った。以下に抜粋版を示す。

### 《認定調査員向け研修講師の方へ》

#### 認定調査員研修における認定調査項目説明のポイント

研修資料－認定調査員編－「Ⅱ.認定調査項目の判断基準」の講義でご活用ください

これまでの各調査では、認定調査員マニュアルだけでは調査が難しい、マニュアルに記載がないため判断できないなどのご意見が多数ありましたが、2016年度より2019年度までに実施した「市町村審査会訪問事業」(以下「審査会訪問事業」とする)において、マニュアルの説明とは異なる評価をしているため選択が誤っているのではと思われるケースが散見されました。認定調査員は都道府県主催の研修を受け、認定調査員マニュアルを読んで調査を行っていますが、調査項目名から思い込みで誤った判断をされている可能性が考えられます。審査会資料を確定させる前に、調査を行った調査員とは別の調査員、または審査会事務局が調査結果を確認し、必要があれば調査を行った調査員に確認後、選択肢の修正や特記事項に追記等を行うことが重要です。

次頁以降で、マニュアルと異なった評価が見受けられる認定調査項目について、マニュアルの内容を事例とあわせて紹介していますので、認定調査員研修で各調査項目を説明される際にご活用ください。誤りやすいポイントを強調して説明して頂くことで、メリハリのある研修につながることが期待されます。

#### 特記事項がなぜ重要なのか

研修資料－認定調査員編－「Ⅲ.特記事項記載のポイント」の講義でご活用ください。

認定調査員マニュアルには、特記事項の書き方が多く示されているとは言えません。また、特記事項が審査会の場でどのように使用されているかについても記載されていません。

研修資料－認定調査員編－では、特記事項の書き方の一例を掲載していますが、認定調査員研修では、認定調査員の多くは、自分の記載した特記事項が審査会でどのように使用されているのか知る機会がないということを念頭に置いて、ご説明いただくことが重要です。

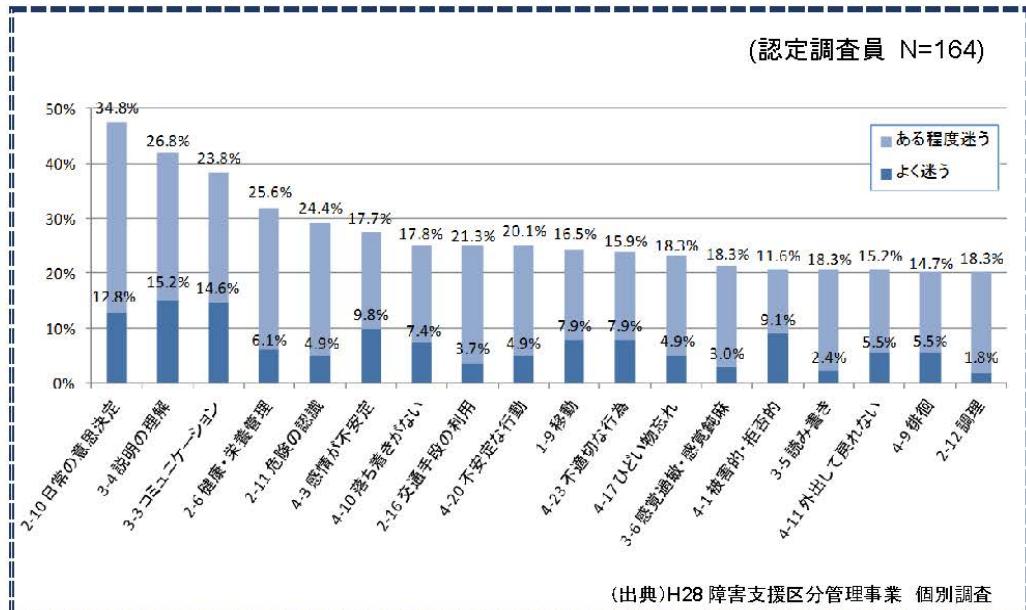
審査会委員は対象者に会うことができないため、審査判定に必要な情報を得るために材料は、医師意見書と認定調査及び特記事項に限ります。過去の審査会訪問事業の意見交換会では、特記事項を重視しているという審査会委員から、特記事項の記載が不足していると、各分野の専門家でも必要な情報を読み取れず審査判定が非常に困難になるという意見が出されています。

認定調査員研修では、特記事項の重要性とあわせて、判断の根拠、支援の度合いを簡潔に記載し、審査会委員に伝わりやすい特記事項の記載を意識するように伝えてください。

研修会では、難しい認定調査に対応されている調査員の方々を労いつつ、マニュアル通りの判断と、支援の度合いを伝える特記事項の記載について講義していただけますと幸いです。

**《参考資料》**  
～認定調査項目のうち、判断に迷う項目～

参考資料：認定調査員が判断に迷う調査項目



参考資料：審査会委員が上位区分変更する際によく着目する特記事項



## ◆ コ ラ ム ◆

### 認定調査「6. その他」の活用

(「調査対象者に必要とされる支援の度合い」に関することで確認できた事項)

特記事項『6. その他』を活用していない調査員も見受けられます。  
「どの調査項目にも落とせないが支援の度合いとして確認したので記載したい」場合に使用できる特記事項の項目です。  
「6. その他」も活用し、審査会委員に支援の度合いを伝えていただくことも大切です。

### 審査会委員編向け研修資料別冊 「審査会プロセス」

審査会のプロセスを紹介した資料ですが、認定調査員が審査会委員の視点を理解するために、認定調査員向け研修における使用によっても効果が期待できます。ぜひご活用ください。

### 【最後に】審査会事務局の関与が重要です

審査会事務局向けの研修は実施されていないと思いますが、審査会事務局の役割は非常に重要です。研修には審査会事務局の担当者も参加されていると思います。「障害支援区分に係る研修資料『認定調査員編』」の「認定調査の実施及び留意点」に記載されている事務局の役割の説明の際に、審査会事務局の重要性についてもお伝えください。

- 審査会事務局は、適切な審査会運営、審査判定のために、審査会委員と認定調査員をつなぐ調整役でもあります。
- 過去の審査会訪問事業では、審査会の場で出た審査会委員の意見を集約して認定調査員にフィードバックしたり、1年に1回、審査会委員と審査会事務局の意見交換の機会を設け、特記事項に記載してほしい情報等の意見を集約して、認定調査員に研修を実施している事例を確認しています。他に、審査会事務局が審査会委員と認定調査員の意見交換の場を複数回設定し、委員が直接調査員に要望を伝え、認定調査員のスキルが向上した事例も確認しています。

まず、事務局で課題を把握することが重要です。改善策を検討する際は、他自治体の好事例も参考にしていただき、各事務局に適した取り組みを実施していただけるようお伝えいただけますと幸いです。

## IV 分析・考察

今年度の事業全体で把握された課題を踏まえ、今後実施すべき事項を以下に整理した。Ⅲ章（2）で述べた内容も再掲している。

### ■ 審査会事務局の機能強化

- ・ 審査会事務局の役割は、以下に示したとおり多岐に渡るが、事務局向けのマニュアル等は存在せず、具体的な実施方法は市町村によって異なっていたり、他の自治体の取組内容を知らないのが現状である。また、自治体職員においては、部署異動等によって、経験・知識の蓄積が進まない場合もある。

市町村審査会事務局の役割（一部）
<ul style="list-style-type: none"><li>・認定調査の不備（選択肢の誤り、特記事項の不足等）の確認</li><li>・認定調査と医師意見書の矛盾（不整合）の確認</li><li>・認定調査員、主治医への問合せ</li><li>・審査会の効率的な運営</li><li>・審査会委員からの疑義への対応</li><li>・審査判定結果（区分変更等）の根拠、理由等の記録</li><li>・審査会の合議体間の平準化</li></ul>

- ・ 以上のことから、一部の市町村では、審査会事務局の取組が不十分な可能性もあり、今後、全国的に、審査会事務局の機能の底上げを行っていく必要がある。特に、審査会事務局が、審査会に適切に介入することは、適正な審査判定に必須であるため、審査会事務局の介入例や好事例等を全国の市区町村に周知していくことが今後求められる。

### ■ 審査判定プロセスの周知の徹底

- ・ 障害支援区分認定の適正化をより効果的・効率的に推進するためにも、各都道府県・市町村においては、重点課題を設定して取り組んでいく必要がある。
- ・ 認定調査、医師意見書の適正化も必須であるが、各都道府県・市町村においては、まず、事務局を中心とした審査判定プロセスの適正化から検討して頂くことが効果的であると考えられる。（審査判定プロセスが適正化されれば、審査会委員・審査会事務局から、認定調査員等に不明点の確認が行われ、認定調査、医師意見書の質も向上していくと思われるため。）
- ・ しかし、過去の審査会訪問事業において、全国的に審査判定プロセスが遵守されているケースは少なく、今後、全国の都道府県・市区町村への周知の徹底が必要である。
- ・ 今年度、審査判定プロセスに関する研修資料を作成したが、今後は、当該資料を映像化する等、より効果的な周知方法を検討していかなければならない。

## ■ 審査判定プロセスの実施状況に関する実態調査

- ・ 審査会の訪問前に、審査会の開催形態や、審査会委員の属性、審査会事務局の取組状況等について、事前に調書調査を行っていた。今後は、審査会訪問事業の対象自治体のみに調査するのではなく、全国の市区町村を対象に、審査会の実態を把握すべきである。
- ・ 審査判定プロセスを正しく認識できていない自治体では、審査判定プロセスを適切に実施していないなくても、数年間同じように継続実施していることで、事務局職員も既に交代となっており、現在の実施方法がマニュアルに沿った方法と考え、調査票においては「実施している」と回答する可能性も考えられる。審査判定プロセスの認識・実施がない自治体と、認識・実施がある自治体を分類できるような調査項目を作成する必要がある。

## ■ 審査会訪問事業の効果検証

- ・ 過去の審査会訪問事業で訪問した自治体について、その後の改善状況を調査すべきである。特に調査すべきと思われる項目を以下に示す。
  - 認定調査の特記事項の記載内容、審査判定プロセスの実施状況、平均一次判定区分・平均二次判定区分・上位/下位区分への変更割合、等
- ・ 審査会訪問事業の効果を可視化するとともに、より効果的な訪問方法を示すことができれば、各都道府県においても同様の取組を実施して頂きやすくなると考えられる。

## ■ 審査会関係者に対する障害特性への理解の促進

- ・ 今年度の審査会訪問事業において、疾病と障害が併存する場合が多い精神障害について、特に審査判定に苦慮する場合が多いという意見が審査会委員より挙がった。認定調査員が、精神障害の症状の波について調査し、特記事項に記載することで、審査会委員が二次判定を検討しやすくなると考えられるが、特記事項の記載内容にはバラツキがあるのが現状である。そのため、認定調査員を含む審査会関係者に、障害特性、特に、精神障害の特性への理解を促進するような取組が必要である。

## ■ 市町村間の好事例の横展開

- ・ 過去の審査会訪問事業で訪問した自治体の中には、認定適正化に向けて積極的に取り組んでいる自治体や、医師会等の地域関係者も巻き込んで先進的な取組を実施している自治体も見受けられた。そのような取組を全国的に調査し、好事例を収集するとともに、都道府県・市区町村に向けて広く周知することで、市町村間の好事例の横展開を推進していく必要がある。

## ■ 都道府県の機能強化

- ・ III章（2）でも述べたとおり、認定調査や審査判定の適正化を推進するためには、認定調査員・審査会委員の能力向上だけでなく、指導者層である都道府県職員の能力向上も必須となる。
- ・ 本事業において、認定調査員研修を担当する講師向けに、認定調査員研修資料の中でも重点を置いて説明すべき点等を示した補助教材を作成したが、来年度以降、その内容をさらに充実していくことが必要である。具体的には、障害支援区分の理念や考え方、認定調査項目の定義の解釈等をより充実させていく必要がある。
- ・ 認定調査員を含む審査会関係者において、障害特性、特に疾病と障害が併存する場合が多い精

精神障害の特性への理解が促進されるよう、都道府県研修やその他の研修で、障害特性に関する講義・プログラムを実施するなどの取組が必要と考えられる。そのような取組を実施しやすい環境を整備するため、研修資料や前述した講師向けの資料においても、障害特性に関する内容を充実させていく必要がある。

- ・認定調査員・審査会委員向けの研修だけでなく、審査会事務局向けの研修を実施することで、認定調査員や審査会委員の仲介役である審査会事務局の機能を強化し、審査会機能の底上げを図っていく必要がある。そのためには、都道府県が審査会事務局向けの研修を行えるように、審査会事務局向けの研修資料や研修プログラムを作成していく必要がある。
- ・各都道府県においては、上記の研修事業以外にも、管内市区町村の審査会の運営・実施状況を定期的に確認し、技術的な助言を行う等、認定適正化に向けた更なる取組が期待される。
- ・各都道府県が、管内市区町村の認定調査・審査判定の状況を簡便に把握するためには、認定調査データ・審査判定データのバラツキ状況（全国値・同規模自治体からの乖離）等を市区町村単位で示したデータの整備が今後必須となる。

## V 検討委員会等の実施状況

本事業の実施にあたり、障害支援区分制度・認定調査・審査判定等に精通している有識者から構成される検討委員会を設置し、前述した市町村審査会への訪問の同行を求めるほか、効果的な研修のあり方に係る検討の実施、ならびに、市町村審査会の抱える課題や障害支援区分施策に対する改善策の検討を行った。

氏名	所属・役職
市川 宏伸	一般社団法人 日本自閉症協会 会長
江原 良貴	一般社団法人江原積善会 積善病院 理事長
岡西 博一	丹沢自立生活センター 生活福祉部長
岡部 正文	一般社団法人 ソラティオ 代表理事
高木 憲司	和洋女子大学 家政学部 家政福祉学科 准教授
永岡 秀之	島根県立こころの医療センター 医療局 次長
丹羽 彩文	社会福祉法人 昇 本部事務局経営企画室 室長
福岡 寿（座長）	日本相談支援専門員協会 顧問
前沢 孝通	医療法人 孝栄会 前沢病院 理事長

※敬称略、五十音順

検討委員会は全3回開催され、各回における議題は、以下のとおりであった。

氏名	所属・役職
第1回検討会 (令和元年9月3日)	<ul style="list-style-type: none"><li>既存の研修資料の見直し</li><li>審査会の実施手順と重要事項に関する研修資料について</li><li>市町村訪問事業における訪問先の選定方法の検討</li></ul>
第2回検討会 (令和2年1月28日)	<ul style="list-style-type: none"><li>障害支援区分研修担当者全国会議アンケート結果について</li><li>既存の研修資料の見直し</li><li>障害支援区分関連研修の講師向け資料の検討</li></ul>
第3回検討会 (令和2年3月3日)	<ul style="list-style-type: none"><li>審査会訪問事業における課題の整理、改善策の検討</li><li>障害支援区分制度における課題の整理、改善策の検討</li><li>報告書のとりまとめについて</li></ul>

## VI 成果の公表方法

本事業の成果は、みずほ情報総研株式会社のホームページにおいて公開する。

(<https://www.mizuho-ir.co.jp/index.html>)